

写真コンクール応募作品



平成23年度 「冬のセヌ川」 大場英彦●札幌会



平成23年度 「東京…タワー」 阿藤敬子●東京会



平成23年度 佳作 「カナディアンロッキーの休日」 栗谷正彦●大阪会

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 659
2011 December



表紙写真
「豊穰への祈り」

第26回写真コンクール銅賞
太田 正人●長野会

写真コンクール

- 02 平成23年を振り返って**
～土地家屋調査士制度制定60周年から1000年に一度の試練へ～
日本土地家屋調査士会連合会 副会長 関根 一三
- 04 地籍学の法的側面・技術的側面について**
第4回 地籍ハザードマップの構築と活用
東京大学大学院工学系研究科教授 清水 英範
- 08 特集・ADRに思いを寄せて——土地家屋調査士の取組み**
土地家屋調査士会ADRの現状
九州大学大学院法学研究院教授 七戸 克彦
- 14 事務所経営の必要知識**
第7回 土地家屋調査士と不当廉売
神奈川大学法科大学院非常勤講師・弁護士 波光 巖
- 19 全国一斉表示登記無料相談会 開催報告
- 24 平成23年度 第1回全国会長会議
- 26 会長レポート
- 28 ネットワーク50
埼玉会
- 30 内閣官房長官、総務大臣、農林水産大臣表敬訪問
- 31 ちょうさし俳壇
- 32 土地家屋調査士の本棚
クルツ・レーアブーフ 民法総則
土地の境界——そのしくみ お茶の間の境界学
- 33 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 34 会務日誌
- 36 ブロック新人研修修了者
関東ブロック
- 37 土地家屋調査士新人研修開催公告
近畿・中部・中国・九州ブロック
- 38 平成24年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
- 39 平成23年秋の叙勲・褒章
- 39 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について



平成23年を振り返って

～土地家屋調査士制度制定60周年から1000年に一度の試練へ～

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 関根 一三

平成23年(2011年)は何とんでも東日本大震災への対応につきる年であった。今なお地殻変動はゆっくりと続き、地盤の回復には数百年かかると報道され、被災地の復旧・復興にはまだ多くの課題を抱えている。予想されていたにもかかわらず想定外の規模といわれる1000年に一度の大地震は、東海・東南海・南海地震発生への心配におよび、日本全土が脅かされている。沈着・冷静で強靱な日本人として絶賛される反面、福島第一原子力発電所事故への対応の遅れは世界各国からの非難の的となってきた。そのような自然災害、社会背景のもと第68回定時総会において連合会役員が改選され、新たな執行部は船出した。

1 東日本大震災被災地の復旧・復興への対応

土地家屋調査士制度制定60周年の事業年度である平成22年度の終末を目前に控えた平成23年3月11日、午後2時46分、未曾有の災害である東日本大震災が発生した。

災害発生時、多くの連合会役員が東京の土地家屋調査士会館で執務していた。直ちに東北地方の各土地家屋調査士会や知人等に連絡を入れたが電話、携帯電話は不通となり情報の収集は困難を極めた。東京近郊の交通機関も麻痺し、駅には帰宅困難者が溢れ、役員、事務局職員とも連合会事務所に缶詰の状態となった。虫の知らせか偶然にも1週間前に防災用の備品を備えたばかりで、早速その備品が役立つこととなった。即座に「東北地方太平洋沖地震災害対策本部」を発動して、松岡本部長(連合会長)及び同本部役員が連合会事務所に連日常駐の上、被災各地における土地家屋調査士会からの所属会員に関する安否情報の収集と全国の土地家屋調査士会への情報伝達に努めた。

また、被災地の土地家屋調査士会への救援・支援助物資の調達と搬送についての協力を全国の土地家屋調査士会に求め、復旧・復興支援のための被災地の視察及び関係各省庁との連絡、協議を行い、全国土地家屋調査士政治連盟とも協力して、被災地復興に必要な提言・要望を法務大臣、各政党及び各議員連

盟に対して行った。

更に、今後の復興への過程において、土地・建物に関する豊富な知識と経験を有する土地家屋調査士の専門的知見が最大限に活用されること及び土地家屋調査士会等の土地家屋調査士によって構成される団体が、組織を挙げて災害復興支援体制を構築し、運営することにより、被災者の生活の早期安定及び被災地の早期復興の実現に寄与することを目的として、連合会に「大規模災害復興支援対策本部」を設置し、法務省民事局民事第二課、仙台・福島・盛岡の法務局・地方法務局及び宮城・福島・岩手の各土地家屋調査士会と協議を重ね、同課による「倒壊等建物の滅失登記に関する調査の作業フロー」、「東日本大震災による倒壊等建物の滅失登記の処理計画」等を基に「東日本大震災による倒壊等建物の滅失調査作業の手引」を作成した。

その結果、仙台法務局と千葉地方法務局、福島地方法務局、盛岡地方法務局、青森地方法務局、長野地方法務局、水戸地方法務局、新潟地方法務局、宇都宮地方法務局から倒壊建物職権建物滅失登記の委託がなされ、現在業務を行っているところである。

また、被害のあった地域においては、地殻変動又は津波によって地図復旧を必要とする地域が多数あるものと想定される。連合会では、地図復旧作業モデル作成のために、宮城県仙台市太白区緑ヶ丘、岩手県大船渡市末崎町細浦湾地域において、測量・調

査等を行った。それらの結果を基に「東日本大震災による法務省地図実態調査フロー」及び「東日本大震災による法務省地図実態調査要領(案)」を構築し、法務省民事局民事第二課と協議を重ね、提案を行った。結果、仙台法務局、福島地方法務局、盛岡地方法務局から土地実態調査が委託され、現在業務を行っているところである。

この実態調査の結果によって、地図を修正すべく地域等の特定を行い、地図管理の具体的施策を行う基礎を構築するものである。

2 第68回定時総会

平成23年6月21日、22日の両日において第68回定時総会を「東京ドームホテル」で開催した。最初に東北ブロック協議会長、宮城、福島、岩手の各会長から東日本大震災の現状報告がなされた後、議長に宮田氏(埼玉会)、高山氏(岡山会)の両氏が選出され、事業経過報告後、各議案は各土地家屋調査士会長及び代議員の活発な議論の結果承認可決された。ここに毎年7月31日を「土地家屋調査士の日」として制定することも承認された。

特に第2号議案としての役員選任の件については、会長候補者に2名、副会長候補者に6名が立候補し、会長、副会長とも選挙による選任となったため、海野選挙管理委員長により選挙事務が進められ投票が行われた。開票の結果、会長には竹内氏が当選、副会長には林氏、岡田氏、志野氏、関根(私)が当選し、指名理事他、理事・監事には各ブロック協議会推薦の方々が承認され、平成23・24年度の会務執行を委ねられることとなった。

3 新執行部における活動

新執行部による最初の理事会を7月7日、8日に行い、西本・元会長から引き続き法律改正ラッシュの時代を3期に亘り乗り越えた松岡・前会長からの引継ぎを受け、竹内新執行部が船出した。竹内会長からは、「会員の目線に立って総会で承認された事業計画を確実に推進しなければならないこと。また、魅力ある土地家屋調査士を目指すためにどうすればよいのか、会員の事務所経営の安定を考えた業務拡大施策をどのようにしていくのか、東日本大震災の復興支援、土地家屋調査士法の改正、公共調達業務の更なる進展等に力を傾注していかなければならない。なお、研究所においては短期、中期、長期の展望を示して連合会のシンクタンクとなるよう切望している。」との方針が示され、会員の付託に応えるため役員一丸となって方針の実現に向けて始動しており、次年度事業の方向性も見据えながら各部会等で活発に意見を交わし活動している。

4 最後に

来年、平成24年は辰年である。「辰」の語源・由来を紐解くと本来の読みは「しん」。源字は「蜃」で「振」「震」の意味を持つ。『漢書』律曆志によると「動いて伸びる」「整う」の意味とし、草木が盛んに成長し形が整った状態を表しているとされる。

昇龍の如く立ち昇る年となるよう祈念し、東日本大震災で被災された方々、関係者の皆様には、新たな年を真に笑顔で迎えられるときを一日も早く取り戻せますよう心から願っております。

地籍学の法的側面・技術的側面について

第4回 地籍ハザードマップの構築と利活用

東京大学大学院工学系研究科教授 清水 英範

本稿では、国土交通省がWeb上に公開している「公図と現況のずれ公表システム」の意義をあらためて確認するとともに、このシステムを核に、都市部の地籍ハザードマップを構築し、地籍整備促進のために活用していくことを提案したい。

公図と現況のずれ公表システム

国土交通省は、平成16～18年度に実施した都市再生街区基本調査の結果に基づき、公図の筆界が現況とどの程度ずれているかを、街区単位に表-1のような5段階に分類し、Web地図上に色分けして公開している。これが、「公図と現況のずれ公表システム」である。平成18年11月の第一次公表、同19年2月の第二次公表を経て、平成20年2月の第三次公表から本格的な運用が始まっている。

「公図のずれ」の調査・公表範囲が都市再生街区基本調査の対象地域、すなわち、都市部(DID)の地籍未整備地域(14条地図未整備地域)に限定されていることや、筆界のずれの調査は基本的には街区の四隅だけで行われ、しかも土地所有者等の確認を経たものではないことなど、同システムには必然的な限界もある。しかし、同じ地籍未整備地域であっても、その問題の深刻さはその地域内の地区ごと、街区ごとに異なるのだということが初めて具体的に示された意義、そして、これが国民に広く公開された意義は非常に大きいと言えるだろう。

同システムには、国土交通省の「地籍調査Webサイト(<http://www.chiseki.go.jp/>)」から簡単にアクセスできる。このシステムの意味や重要性について、もう少し解説があってもよいように思うが、Webシステムは、背景地図も分かりやすく、地名・住所

による検索、画面スクロールなどの操作性も高い。国民が自らの関心のある土地の「公図のずれ」の可能性を簡単に知ることができ、また、その実態を他の地域と容易に比較することが可能なシステムになっている。

東日本大震災被災地の状況を見る

現在、国土交通省の「土地白書」(平成23年6月閣議決定、国会報告)などに見られるように、東日本大震災からの復旧・復興において、地籍の明確化が最重要な課題の一つとして認識されている。

幸い、被災地の多くの自治体の地籍調査の進捗率は比較的高い。平成22年度末時点で、青森県92%、岩手県90%、宮城県88%、福島県61%、茨城県66%と全国平均49%を大きく上回っている。もちろん、市町村単位で見れば数字のばらつきはあるが、それでも、多くの自治体で全国平均より高く、例えば、岩手県の久慈市100%、大船渡市100%、陸前高田市100%、宮城県の気仙沼市89%、石巻市95%、東松島市92%、名取市93%など、非常に高い進捗率を達成している自治体も多い。しかし、被災地の中には、地籍調査の進捗率で、全国平均を下回る自治体も幾つかある。また、市町村全体としての進捗率は高くても、都市部の調査が進んでいない自治体もあるであろうことは十分に想像がつく。

表-1 国土交通省「公図と現況のずれ公表システム」の凡例

精度の高い地域(青色)	ずれが10 cm未満
小さなずれのある地域(緑色)	ずれが10 cm以上30 cm未満
ずれのある地域(黄色)	ずれが30 cm以上1 m未満
大きなずれのある地域(桃色)	ずれが1 m以上10 m未満
極めて大きなずれのある地域(灰色)	ずれが10 m以上

このようなことが気になり、「公図と現況のずれ公表システム」を用いて、被災地の状況を調べてみた。同システムの対象範囲は、都市部の地籍未整備地域であるため、被災地の該当地域はごく限られていることも予想されたが、例えば、岩手県では宮古市、釜石市、山田町、大槌町などに、宮城県では気仙沼市、石巻市、仙台市などに、同システムで色が塗られた地域、すなわち、都市部の地籍未整備地域が現れた。これらの地域には、残念ながら「大きなずれのある地域」が多く、僅かではあるが、「極めて大きなずれのある地域」も含まれている。

その中でも、このような地域が海岸近くに一定の広がりをもつ自治体として、岩手県宮古市と宮城県石巻市がある。図-1、図-2は、それぞれ宮古市と石巻市の該当地域である。ここでは、「大きなずれのある地域」と一部の「極めて大きなずれのある地域」(以後、これら二つの地域を合わせて「公図のずれの大きな地域」と呼ぶ)を黒塗りにし、全体をグレースケールで表示している。

宮古市の地籍調査の進捗率は35%で、岩手県の市町村の中ではかなり低い方である。都市部と思しき地域は、面積としてはそれほど広くはないが、ほぼ全域に色が塗られ(すなわち、ほぼ全域が地籍未整備地域であり)、しかも「公図のずれの大きな地域」がその多くを占めている。一方、石巻市の進捗率は先述の通り95%とかなり高い。市街地の北西部など、都市部と思しき地域の調査も一部は完了しているようだが、まだまだ、多くの地域が「公図のずれの大きな地域」の状態にある。

宮古市と石巻市の例を紹介したが、被災市街地には「公図のずれの大きな地域」が随所にある。国や関係自治体は「公図と現況のずれ公表システム」を使って、その状況を見きわめ、先行的に対策を検討していただきたいし、そのようなご努力により、これらの地域に復旧・復興に支障をきたすような問題が顕在化しないことを願う。(なお、言うまでもなく、復旧・復興の過程や進捗は、被災の状況や事業手法に大きく依存するものであり、「公図のずれ」が即、問題の発生を意味するものではない。)

また、全国には未だ地籍が整備されていない地域が数多く残っており、東海・東南海・南海地震などによる被災が危惧される地域には、全国有数の都市

域が広がっている。同システムがこれらの地域の、そして全国の都市部の地籍整備のために利活用されることを期待したい。そのためには何が必要なのだろうか。この点に関し、未整理な段階の、しかも概論ではあるが、私の考えを述べてみたい。

地籍ハザードマップとして見た 公図と現況のずれ公表システム

私の考えを一言で言うならば、「公図と現況のずれ公表システム」を都市部の地籍ハザードマップとして利活用しよう、ということである。

公図にずれがあるということは、そうでない地域に比べ、将来的に筆界に関わる諸問題が発生する危険性(ハザード)が高いということである。同システムは、そのハザードの程度を、都市再生街区基本調査の結果から推測される「公図のずれ」の大きさで表した地図である。自然災害の防災・減災にハザードマップが有効であるように、同システムを地籍整備の促進を目的としたハザードマップとして利活用できないかと思うのである。

さて、同システムをハザードマップとして見てみると、直ぐに一つの問題に気づく。ハザードマップは、地図上に危険性の有無や程度を、色や記号等を用いて表現した主題図である。色が塗られていれば、その色の意味は何か、塗られていなければ、その意味するところは何か、について明らかにする必要がある。同システムには、表-1の5段階の凡例があるが、色が塗られていない地域がどのような地域なのかがよく分からない。これらの地域は、同システムの対象外、すなわち、都市部以外か都市部で地籍整備済みの地域なのだが、その区別がつかないのである。先に、宮古市と石巻市の説明の中で、「都市部と思しき地域…」などと曖昧な表現を使わざるを得なかったのもこのためである。都市部のハザードマップとして位置づけるならば、都市部(DID)の境界を地図上に明示する必要がある。こうすることにより、同システムは、地籍整備済み地域を含め、危険性を6段階で区分した都市部の地籍ハザードマップとして機能することになる。

なお、国土交通省の「地籍調査Webサイト」に「地籍調査状況マップ」があり、全国、都道府県、市区

町村ごとに、①地籍調査実施済み・実施中地域、②国土調査法19条5項指定地域、③都市部官民境界基本調査または山村境界基本調査の実施地域、④土地区画整理事業等が行われ、地籍が一定程度明らかな地域、⑤都道府県有林等の大規模国・公有地、⑥国有林野(地籍調査の対象外地域)、⑦地籍調査未実施地域の7区分で色塗りされた地図が公開されてい

る。「公図と現況のずれ公表システム」にこれらの情報を重ね合わせれば、都市部の地籍整備の状況は、より正確で分かりやすい形で整理でき、ハザードマップとしても格段に充実したものになる。また、非都市部においても、地籍整備の状況がWeb地図上に表現されることになり、国民への情報提供もより効果的になるのではないかと期待される。

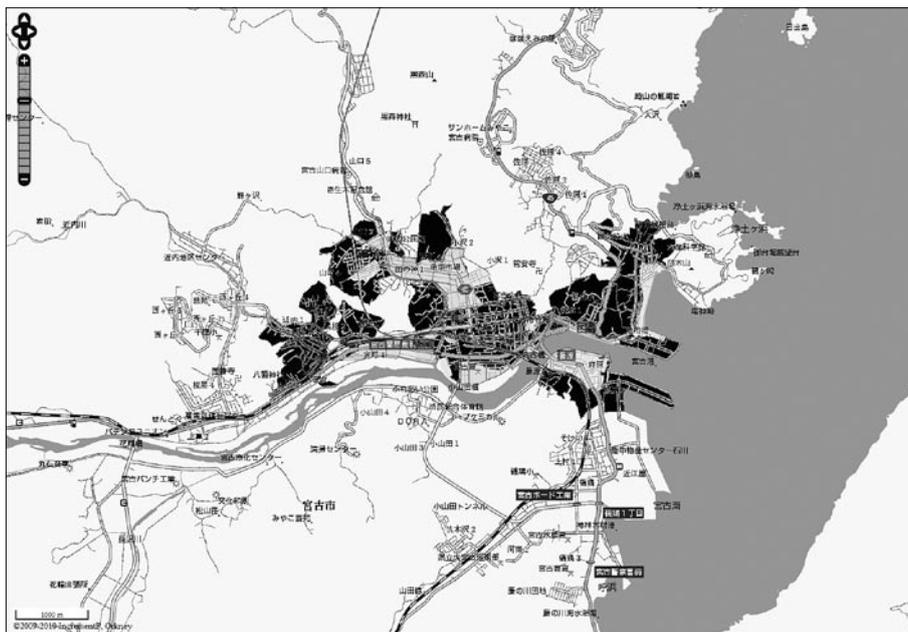


図-1 宮古市都市部の「公図のずれの大きな地域」



図-2 石巻市都市部の「公図のずれの大きな地域」

地籍ハザードマップの利活用に向けて

ハザードマップは、単に公表するだけでは大きな効果は期待できない。地籍ハザードマップを利活用していくためには何が必要なのか、その課題について述べてみたい。なお、地籍ハザードマップは、国民に公表する意義と、地方自治体に公表する意義の二つがあると思うが、ここでは、国民に公表する場合を想定する。ただし、自治体に対しては、基本的には同じことが言えると思う。

第一の課題は、人間が本能的に持つ「正常化の偏見(日常性バイアス)」、簡単に言えば、「危険だと言われても、これまで問題はなかった」、「自分にだけは問題は降りかからない」といった、危険を軽く見ってしまう心理、そして、結果として対策を取ろうとしない国民に対し、どう対処するかということである。難しい問題であるが、最低限、①危険な状態を放置しておくとうまってしまうのか(具体的な問題)と、②その問題を回避するためには何をすればよいのか(具体的な対策)を明示する必要があることが知られている。

このような観点で、国土交通省の「地籍調査Webサイト」を見ると、「地籍調査をしないとこんな困ったことに」では、土地取引のリスク、都市計画への支障、災害復旧の遅れなど、種々の問題がイラストを使って分かりやすく説明されている。「都道府県、市町村地籍調査担当部局一覧」も掲載され、地籍調査について、どこに問い合わせればよいか分かるようになっている。また、「まんが地籍調査」には、地籍未整備地域では、町内会などで話し合っ、地籍調査の実施を市町村に働きかけることも有効だということが、分かりやすく紹介されている。

このような例を含め、「地籍調査Webサイト」には既に、地籍ハザードマップを利活用していくための一応の情報が備わっている。うまく構成し、内容を拡充すれば、「公図と現況のずれ公表システム」を核とした、効果的な地籍ハザードマップ(Webシステム)を構築できるように思う。

第二の課題は、ハザードマップやその関連情報(具体的な問題と対策)を如何に国民(地域住民)に広報し、理解してもらい、できれば行動に移してもらう

かということである。インターネットだけに頼る広報には限界がある。時には、新聞をはじめ、マスメディアの力を借りる必要もある。一方通行の広報にも限界がある。関心を持ち、疑問をもった人の問いかけにタイムリーに対応できる、コミュニケーションの場を積極的に用意する必要もある。

地籍整備については、例えば、普及・啓発イベントを開催する場合でも、新聞に地籍ハザードマップを例示的に掲載し、併せてイベントの開催を広報する、といったことが有効であろう。イベントでは、いきなり「地籍調査とは…」ではなく、まずは、ハザードマップで関心をもってもらうこと、そして、行政・専門家と参加者との対話が行える企画を設けることなどが重要である。地籍ハザードマップをツールにして、いろいろな企画を考えて見ると、恐らく、国民の興味・関心も高まり、より効果的なイベントになると思うのである。

協働・連携による地籍ハザードマップの発展

地籍調査(国土調査)の観点から私見を述べてきたが、もちろん、地籍整備は地籍調査だけが担っているわけではない。国民にとっても、市町村に地籍調査の実施を働きかけるだけが対策ではない。

法務省の地図整備事業、地積測量図の作成、筆界特定などを含めた、地籍整備の全体像を示すことが重要で、土地家屋調査士、境界問題相談センター等についての情報提供も必要だ。要するに、危険を回避、軽減するための多様なメニューを国民に分かりやすく提示すること、このことが肝要である。

全国には約750地区、約820 km²もの「地図混乱地域」があると言われる(平成14年法務省調査)。このうち、都市部にどれだけあるのか私は分からないが、これらの状況を広く公開し、地籍ハザードマップにも明示したいところである。

本稿で述べたような、地籍整備の促進を目的とした地籍ハザードマップの構築と利活用は、国土交通省、法務省、地方自治体の関係部局、関係する専門家や技術者等々が知恵を出し合い、議論しながら進めていく必要がある。「地籍問題研究会」のような場で、活発な議論が行われることを期待したい。

土地家屋調査士会ADRの現状

九州大学大学院法学研究院教授
七戸 克彦

1 全単位会ADR設置の「戦略目標」

(1)「あと2つ」のもつ意味

土地家屋調査士の境界問題ADRは、平成23年4月1日釧路土地家屋調査士会「境界問題解決支援センター道東」の設立(本誌653号(2011年6月号)10頁に報告記事)、同年5月10日旭川土地家屋調査士会「旭川境界問題相談センター」の設立(本誌654号(2011年7月号)13頁に報告記事)をもって、全国50の単位会のうち、三重会と大分会の2会を残すところまで漕ぎ着けた。

土地家屋調査士会ADRは、士業団体ADRの中でも「パイオニア」的な存在であり(佐藤鉄男「(ADRの新展開1)ADR機関・制度の展開——ブームカム・ブカ、認証制度の功罪」法律時報83巻7号(平成23年)8頁)、平成14年には土地家屋調査士会ADR第1号「あいち境界問題相談センター」、翌15年には「境界問題相談センターおおさか」、「東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター」、翌16年には「境界問題解決センターふくおか」と(後掲【図表1】8・9・11・13)、裁判外紛争解決手段の利用の促進に関する法律(【図表1】20。以下「ADR法」という)の公布前に、すでに4団体の設立を見ている。

これに対して、司法書士会のADRへの取組みは、すでに平成13年には神奈川県が「ADR設立準備委員会」を立ち上げているが、しかし、それが司法書士会ADR第1号「神奈川県司法書士会調停センター」として開設されるのは、ADR法施行後の平成20年6月3日のことである。しかも、司法書士にあっては、平成23年9月末段階でADRを開設した単位会は15会にとどまる。

一方、社会保険労務士会におけるADR設置も、ADR法施行後の平成20年6月9日京都府社会保険労務士会「社労士会労働紛争解決センター京都」を第1号とするが、その後の設立の動きは非常に活発で、平成23年9月末段階で39会が設立済みと、土地家屋調査士会ADRを急追しつつあり、このスピードをもってすれば、あるいは土地家屋調査士会よりも早く全国の単位会(社労士会は都道府県単位なので

47会)における設立を完了させるかもしれない。

ところで、筆者はしばしば他士業団体から、「なぜ土地家屋調査士会は早くからADRに積極的に取り組むことを考えたのか」「土地家屋調査士がすべての単位会でADRを設置しようとしている、その狙いはどこにあるのか」との質問を受ける。

では、もし本稿をお読みになっている土地家屋調査士の先生方ご自身が、まったく同じ質問を受けたならば、先生方はどのようにお答えになるのか。多大な労力と経済的負担を背負ってまで、土地家屋調査士が、すべての単位会にADRを設置しようとする、その「戦略目標」はどこにあるのか。

(2)各士業団体における「戦略目標」

そもそも各士業団体がADRに目を向ける契機となったのは、司法制度改革審議会(【図表1】1)が平成13年6月12日に提出した最終提言「司法制度改革審議会意見書」(【図表1】2)「Ⅱ 国民の期待に応える司法制度」「第1 民事司法制度の改革」「8 裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化」の次のような記述であった。

我が国におけるADRとしては、裁判所による調停手続、また裁判所外では、行政機関、民間団体、弁護士会などの運営主体による仲裁、調停、あっせん、相談など多様な形態が存在する。しかしながら、現状においては、一部の機関を除いて、必ずしも十分に機能しているとは言えない。一方、経済活動のグローバル化・情報化に伴い、国際商事紛争を迅速に解決する仕組みの整備について国際連合等において検討が進められ、また、諸外国においては、競争的環境の下で民間ビジネス型のADRが発展するなど新たな動向を示しており、我が国としても早急な取組が求められている。

司法制度改革は、司法書士の簡裁代理権の承認やロースクール・新司法試験制度による法曹人口の拡大など、おおむね弁護士に冷たいが、弁護士以外のいわゆる「隣接法律専門職種」からすれば、上記意見

書のADR活用の方針もまた、弁護士の既得権益を切り崩す絶好の突破口と見受けられた。

隣接法律専門職種の「戦略目標」は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、……鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」と

【図表1】ADR関係年表

1	平成11	7.27	内閣に「司法制度改革審議会」設置
	平成12		
2	平成13	6.12	司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書——21世紀の日本を支える司法制度——」
3		7.26	司法制度改革審議会(1)解散
4		12	内閣に「司法制度改革推進本部」設置
5	平成14	2.5	司法制度改革推進本部事務局に「ADR検討会」(ADR法制定のためのワーキングチーム)、設置
6		3.19	司法制度改革推進本部(4)策定の「司法制度改革推進計画」を閣議決定
7		6.13	「司法制度改革推進計画」(6)に基づき、関係省庁等申合せにより「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」、設置
8		10.1	「あいち境界問題相談センター」設立
9	平成15	3.1	「境界問題相談センターおおさか」設立
10		4.14	関係各省等連絡会議(7)策定の「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」司法制度改革推進本部(4)顧問会議で報告
11		6.24	「東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター」設立
12		7	ADR検討会(5)「総合的なADRの制度基盤の整備について——ADR検討会におけるこれまでの検討状況等——」公表
13	平成16	3.8	「境界問題解決センターふくおか」設立
14		10	第161回国会(臨時会)に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案」(閣法第6号)(=ADR法案)提出
15		11.9	ADR法案(14)衆議院可決、参議院回付
16		11.19	ADR法案(14)参議院可決、成立
17		11.26	司法制度改革推進本部決定「今後の司法制度改革の推進について」
18		11.30	「日本におけるADRの将来に向けて——『ADR検討会』座長(青山善充)レポート」公表
19		11.30	司法制度改革推進本部(4)解散
20		12.1	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)(=ADR法)公布
21	平成17	3.7	「みやぎ境界紛争解決支援センター」設立
	平成18		
22	平成19	4.1	ADR法(20)施行

する弁護士法72条本文に対する例外(同条ただし書「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」)の拡大にあり、ADRの手続実施者としての地位獲得は、この最終目的達成のための単なる手段・足掛かりにすぎない。

この点を端的に物語るのが、平成16年11月末日の解散を控えた司法制度改革推進本部決定(【図表1】17)「今後の司法制度改革の推進について」[2 裁判外紛争解決手続における隣接法律専門職種の活用について]の内容であって、「裁判外紛争解決手続の利用を促進していくためには、手続実施者のみならず、代理人についても、利用者が適切な隣接法律専門職種を選択できるよう制度整備を図っていく必要がある。」と、論点は手続実施者から代理人の側に移っている。

なお、ここで突如浮上してきた「代理人」資格については、隣接法律専門職種の間で差別化が図られており、①「司法書士、弁理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士について、別紙に掲げる方向性に沿って、裁判外紛争解決手続における当事者の代理人としての活用を図る」とされたのに対し、②「税理士、不動産鑑定士及び行政書士の代理人としての活用の在り方については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律[=ADR法]の施行後におけるこれらの隣接法律専門職種の手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべき課題とする。」とされた。

このうち、①の隣接法律専門職種に関しては、いわゆる「認定」司法書士の代理権が仲裁事件の手続・裁判外の和解まで拡大され、特定社会保険労務士(=社労士)に関しては、紛争解決手続代理業務試験に合格し登録を受けた者を「特定」社会保険労務士と呼ぶのが法律上の呼称である。社労士法2条2項)に関しても、個別労働関係紛争についての代理権が認められることとなった。他方、いわゆる「認定」土地家屋調査士のADR代理権が認められるに至ったのも、上記決定を受けてのことであるが、しかし、同決定にあつては、社会保険労務士・土地家屋調査士の両者について弁護士との共同受任を要求していたところ、社会保険労務士は首尾よくこの拘束を免れ、ひとり土地家屋調査士だけが弁護士と共同することとなった。

一方、②の隣接法律専門職種にあつては、上記決定というADR法施行後における「手続実施者としての実績」作りが最大の課題となった。しかし、この「実績」作りのためには、士業団体そのものが一丸となっ

てADR団体を設置し運営している姿勢を示すことが、必要不可欠の前提と見受けられた。

もっとも、この点は、①の隣接法律専門職種においても同様であって、他の士業団体が、一部の単位会ではなくして、全国の単位会のすべてについてADRセンターを設置するのに積極的な理由も、当該士業団体それ自体の「実績」をアピールしようとする意図に出たものにほかならない。

一方、他士業団体のADRがすべてADR法の「認証」団体であるという点もまた、この「実績」作りと関係している。

2 ADR法の「認証」問題

(1)「認証」取得の建前と本音

ADR法の立法担当者によれば、これまでADRが普及しなかった原因は、以下の3点にあり、この問題を解消するためにADR法を制定して「認証」制度を設けたと説明されている。

- ① 認知・理解の不足(→利用の契機の不足)
- ② 情報の不足(→利用することに不安や躊躇)
- ③ 制度上の制約(→利用しようとするインセンティブの不足)
 - ・弁護士法上の制約
 - ・時効中断効がない等利便に乏しい

しかしながら、ここでは、利用者である国民・一般市民にとっての阻害要因と、手続実施者にとっての阻害要因とを、分けて考える必要がある。

③にいう時効の中断(ADR法25条)や訴訟手続の中止(同法26条)といった効果については、そもそも利用者との関係においてもインセンティブにならないとする声もあるが、一方、少なくとも士業団体ADRにあっては、この点は「認証」を受けるメリットと感じていない。

各士業団体の「戦略目標」は、上述したように、③にいう弁護士法72条の制約からの解放(ないし弁護士の専占する代理権の切り崩し)にあり、この最終目標に向けての手段としての「手続実施者としての実績」作りとの関係で、国家(法務省)の「お墨付き」として「認証」を受けることが重要な意味をもっているからである。

この戦略目標が最も明瞭なのは行政書士会であって、たとえば「平成23年度日行連定時総会議案資料

(議案書より抜粋)」「第1号議案——平成22年度事業報告」日本行政〔=日行連機関誌〕485号(2011年8月号)9頁には、次のようにある。

2) ADRセンターの全国展開

平成22年4月に京都会、新潟会、5月に和歌山会、8月に岡山会、12月に神奈川のADRセンターが法務大臣の認証を得て、これで全国7単位会のADRセンターが実働することになりました。これらADRセンターの認証及び手続実施者としての実績を1.〔=行政不服審査法における不服申立ての代理権の獲得〕に記した各党の議員連盟総会等の機会に説明して理解と協力を求めるなど、行政書士によるADR当事者代理権獲得の実現に向けた活動を推進してまいりました。

「認証」を「手続実施者としての実績」作りと捉えるのは、すでに一定範囲でADR代理権を獲得している社会保険労務士においても同様であって、たとえば京都府社会保険労務士会「社労士会労働紛争解決センター京都」(社労士ADRの第1号団体)のホームページには、次のようにある(<http://www.sr-kyoto.or.jp/funsoukaiketsu.html>)。

思えば我が国の司法制度改革がスタートして以来、社会保険労務士の司法参入の在り方を模索する中、その第一歩としてADR制度に社会保険労務士が取り組むのがふさわしいことが明らかになり、本格的に準備を進め、ようやくこの認証に至ったものです。

だが、こうした隣接法律専門職種の動きに、弁護士側としても、手をこまねいていたわけではない。

まず、土地家屋調査士に関しては、土地家屋調査士法の領域において、ADR代理権の側面で弁護士との共同受任を義務づけ(同法3条2項柱書後段)、さらに、手続実施者(同法3条1項7号「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続であって当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するもの」)の指定基準に関しても、上記ADR代理権におけると同様に土地家屋調査士と弁護士の共同が必要であるとする一方で、自己の権限を確保した。

一方、他の士業団体ADRに関しては、ADR法6条5項を用いたコントロールが行われる。すなわ

ち、「認証」の基準に関する同条は、5項において「手続実施者が弁護士でない場合(司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第2項に規定する司法書士である場合を除く。)において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。」と規定しており、したがって、認定司法書士以外の士業者が手続実施者となる場合には、「弁護士の助言を受けることができるような措置」が定められていなければ、「認定」が受けられない。

そして、この点をめぐってせめぎ合いが生じたのが行政書士のADRで、結局、彼らのADRは、弁護士会の協力と引き換えに、①外国人の職場・教育環境問題、②自転車の交通事故、③ペット問題、④居住用賃貸借建物の敷金返還・原状回復のトラブルという、すこぶるニッチな市場に封じ込められた。

一方、司法書士にあっても、認定司法書士のみでの運営では、紛争の価額が140万円以下の民事に関する紛争に押し込められる。現在15存在する司法書士会ADRのうち、13会はこの制限内での運営に甘んじているが、東京司法書士会調停センターと福岡県司法書士会ADRセンターは、弁護士会との提携ではなく、個人弁護士と契約する方法をとることにより、140万円を超える価額の紛争の調停権限を確保するという大技に出た。

(2) 土地家屋調査士会ADRと「認証」

以上に対して、土地家屋調査士にあっては、日調連のホームページには、次のようにあるが、

安心できる境界問題相談センター
～ADR法による「認証」～

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)では、法令で定める基準・要件を満たしているADR手続実施者を法務大臣が認証し、時効中断効等の法的効果の付与や、弁護士法第72条(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)の特例を認めるなど、利便性の向上を図っています。

全国の土地家屋調査士会では、この認証に向けて準備・検討を行い、各地の境界問題相談センターが続々と認証を受けており、日本土地家屋調査士会連合会も支援しています。

ここで強調されているのは、もっぱら利用者側の利便性であって、手続実施者である各単位会にとって「認証」取得のメリットがいずれにあるのかは判然としない。実際、48の既設ADRのうち「認証」を取得しているのは【図表2】掲記の15団体にとどまり、この点が、当初より「認証」取得を念頭にADRを設立している他士業と顕著な対比を示す。

【図表2】土地家屋調査士会ADR「認証」団体

	事業者名	ADR機関名	認証番号	認証年月日
1	大阪会	境界問題相談センターおおさか	第6号	19.12.17
2	愛媛会	境界問題相談センター愛媛	第8号	20. 1.25
3	滋賀会	境界問題解決支援センター滋賀	第29号	21. 5.19
4	徳島会	境界問題解決センターとくしま	第31号	21. 6. 1
5	千葉会	境界問題相談センターちば	第36号	21. 8.17
6	神奈川会	境界問題相談センターかながわ	第47号	21.10.23
7	長野会	境界問題解決支援センター長野	第51号	21.12.18
8	宮城会	みやぎ境界紛争解決支援センター	第64号	22. 3.23
9	京都会	京都境界問題解決支援センター	第65号	22. 4. 1
10	静岡会	静岡境界紛争解決センター	第78号	22. 9.15
11	高知会	境界問題ADRセンターこうち	第81号	22.10.12
12	香川会	境界問題相談センターかがわ	第82号	22.10.25
13	茨城会	境界問題解決支援センターいばらき	第86号	23. 2. 8
14	栃木会	境界問題解決センターとちぎ	第95号	23. 3.29
15	愛知会	あいち境界問題相談センター	第96号	23. 3.29

これは、土地家屋調査士にあっては、ADR法の「認証」以前に、土地家屋調査士法の領域において弁護士との共同受任の拘束がかかっているため、弁護士法72条の制約問題がすでに解決済みの点もあるが、最大の理由は、土地家屋調査士にあっては、他士業におけるような代理権の獲得を戦略目標に置いていないからであろう。認定司法書士が全司法書士に占める割合が70%を超えているのに対して、認定土地家屋調査士の占有率が全土地家屋調査士の27%程度と低調な理由も、土地家屋調査士が、弁護士のよう

な代理人資格に興味をもっていないことの証左ともいえる。

3 筆界特定制度との「棲み分け」問題

以上のごとく、他士業と異なり、土地家屋調査士にあっては、弁護士の有している代理権には興味がないとすれば、土地家屋調査士にとって、全単位会でADRを設立し、ADR法の「認証」を受ける「戦略目標」は、ただ純粋に、境界紛争の解決機関としてのシェアを確保することにある、というほかあるまい。

だが、誠に遺憾ながら、土地家屋調査士会の境界問題ADRの利用率は、当初期待されていた数字を大きく割り込んで低迷している。これは、いかなる原因に基づくものか。あるいは、この事態は、全単位会がADR団体を設立し、ADR法の「認証」を受ければ、解消する性質のものなのか。

【図表3】は、神奈川県土地家屋調査士会がホームページ上で公開している相談・調停事件数であるが、同様の数字を公表している単位会は、管見の及ぶ限りでは、他に存在しない。一定の実績を挙げているからこそ公表に踏み切れるのだろうが、しかしその神奈川会をもってしても、この数字である。

【図表3】「境界問題相談センターかながわ」相談・調停事件一覧表

年度(平成)		17	18	19	20	21	22	*23
受付	問い合わせ	169	210	191	234	162	132	55
	相談申込書 発送	80	84	78	76	70	47	22
相談 事件	相談申込書 受付	40	49	39	64	48	26	13
	不受理等	0	8	2	15	13	10	3
	終了	31	37	29	43	29	18	8
	調停回付	7	6	7	5	5	0	1
	未済	2	0	1	2	3	1	2
調停 事件	調停申立	8	6	7	5	5	0	1
	前年度未済 継続	-	4	2	2	2	1	0
	取下	1	2	0	2	2	1	0
	不能	1	3	4	2	3	0	1
	不成立	1	0	0	1	0	0	0
	成立	1	3	3	0	1	0	0
	未済	4	2	2	2	1	0	0

*平成23年度については、9月末現在の数字。
<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/> から転載

一方、【図表4】は、行政型ADRであるところの登記官による筆界特定の実績である(上段は全国、下段()内は横浜地方法務局)。神奈川ADRセンターの相談申込書受付と調停申立の合計が、平成18年

度55件、19年度46件、20年度69件、21年度53件、22年度26件、23年度9月まで14件であるのに対し、横浜地方法務局における筆界特定の受理件数は、平成19年247件、20年215件、21年95件、22年90件、23年7月で54件と好調である。

【図表4】「筆界特定」事件数

年(平成)	*18	19	20	21	22	*23	
受理	新受	2,790 (?)	2,690 (134)	2,492 (69)	2,579 (68)	2,302 (64)	1,330 (26)
	旧受	- (-)	2,059 (113)	2,323 (146)	2,057 (27)	2,160 (26)	1,826 (28)
	合計	2,790 (?)	4,749 (247)	4,815 (215)	4,636 (95)	4,462 (90)	3,156 (54)
既済	筆界特定 (位置)		1,523 (63)	1,687 (99)	1,464 (9)	1,597 (17)	
	筆界特定 (範囲)		7 (2)	13 (11)	15 (1)	33 (7)	
	却下		85 (-)	98 (1)	105 (4)	83 (5)	
	取下げ		811 (36)	960 (77)	892 (55)	923 (33)	
	その他		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	合計	731 (?)	2,426 (101)	2,758 (188)	2,476 (69)	2,636 (62)	1,307 (30)
未済	2,059 (?)	2,313 (146)	2,057 (27)	2,160 (26)	1,826 (28)	1,849 (24)	

*平成18年の既済の内訳に関しては、広島・高松・福岡の各法務局管内の数字しか公表されていない。

*平成23年の数字は、7月末までの集計。なお、既済の内訳に関しては公表されていない。

筆界特定制度創設の際の当初案では、筆界の確定のほか、所有権界に関する調停権限も、筆界特定に付与することが考えられたが、結局、筆界に関しては登記官による行政型ADR、所有権界に関しては土地家屋調査士(+弁護士)の民間型(士業団体)ADRに振り分ける結果となった経緯については、周知のごとくである。しかし、平成20年の土地境界(筆界)に関する第1審民事訴訟手続事件の総数194件に対して(七戸『土地家屋調査士講義ノート』(日本加除出版、平成22年)299頁参照)、同年の筆界特定の受理件数が4,815件というのは、あまりにも大きすぎる数字である。これは、何を意味するか。

すでに指摘されているように、その答えは、筆界と所有権界の原理主義的な峻別にもかかわらず、実際には、筆界特定の手続において、所有権界をめぐる紛争が解決されてしまっているからである。その中には、紛争当事者である一般市民が筆界と所有権界の違いを知らず、筆界の発見手続であるにもかかわらず、所有権界についての紛争解決手続と誤解し

ているケースもあるかもしれないが、しかし、大半は、紛争の両当事者の納得のいく所有権界と覚しき位置に、登記官が筆界を——なぜか神の奇跡のごとく偶然にも——「発見」しているためであろう。

かくして筆界特定の側が、当事者間の所有権界をめぐる紛争を解決できるような位置に筆界を「発見」してしまっている以上、もはや土地家屋調査士会ADRには出る幕がない。同じ所有権界をめぐる紛争解決という土俵で戦った場合には、たとえ土地家屋調査士会ADRが「認証」を取得したところで、国家機関である登記官ADRに対する国民の信用を凌駕することは不可能である。一方、各単位会に1つのADR機関を備えたところで、その数は、ただ単

に法務局・地方法務局と肩を並べたというにすぎない。このような状況において、民間型ADRならではの利便性を見出そうとするならば、夜間調停・休日調停や、出張調停といった、時間ならびに場所に融通性を設けることで、行政型(登記官)ADRとの差別化を図るしか方法がないが、しかし、これによる土地家屋調査士の負担の増大が懸念される。

以上、「土地家屋調査士会ADRの現状」と題する本稿は、極端にペシミスティックな内容となってしまった。引き続き、次号では「土地家屋調査士会ADRの将来」について論ずるが、さて、この沈鬱な論調をいかにして転調するか、思案のしどころである。

「深い教訓と大いなる示唆をいただきました」

日本土地家屋調査士会連合会
副会長 岡田 潤一郎

耳さわりの良い文章よりも、時として少々耳の痛い文章は、二度読むと、初めて読んだときより心を打つ表現に気付かされたりするものです。三度読むと想いがいちだんと深くなってきます。私たちは、本論文を顧問・七戸克彦先生からの激励メッセージと捉え、戦略と戦術を練る必要があります。

連合会では、単独代理権さらには法廷陳述権をも視野に入れて土地家屋調査士会ADRを推進したところであり、まずは実績の積み上げから手がけ、それら実績に基づくデータを武器に次なる頂を目指そうと考えたわけであります。わずか一人でも境界問題で困っている人が存在するのなら、全国50の単位会に受け皿を設けることは、地域の慣習に活きる土地家屋調査士としても必要不可欠だと感じるところです。

私たち土地家屋調査士は、筆界を認定するために依頼人の利害や不動産取引の都合に応じて職務を行うことはありえません。唯一無二な筆界を専門的知識と経験を駆使して発見する過程において、たとえ依頼人が不利になるようなことになろうとも公正中立を貫き通すものです。この点だけは、土地家屋調査士の精神と誇りにかけて譲れるものではありません。

会報を通じて、各方面から深い教訓と大いなる示唆、謙虚に目覚める場面をいただいたことに感謝すると同時に私たち自らの業務への姿勢を振り返り、さらに襟を正すことが大切だと感じます。

事務所経営の必要知識

—時代にあった事務所経営のために—

第7回 土地家屋調査士と不当廉売

神奈川大学法科大学院非常勤講師・弁護士 波光 巖

「規制緩和により、土地家屋調査士業界も報酬基準が撤廃され、自由競争の中で、技術的・労働的に見合った適切な報酬額を自らの責任において明示することになった」(日調連資料)。土地家屋調査士としては、適切な報酬額を設定し、健全な安定した経営を行うことが必要である。

土地家屋調査士業界においても、発注案件の減少、官公署における競争入札の増加等による廉売受注(以下「不当廉売」という)が問題となっている。

不当廉売に対しては、平成21年独占禁止法の改正により、従来の不当な取引制限(カルテル・談合)及び私的独占に対してのみならず、不公正な取引方法のうち5種類の違法性の強いものに対しても経済的制裁である「課徴金」が公正取引委員会により課せられることとなった。不公正な取引方法について課徴金の対象となったのは、「共同ボイコット」、「差別的対価」、「不当廉売」、「再販売価格維持行為」及び「優越的地位の濫用」である。

本稿では、①「不当廉売」についての解釈基準、②これまで不当廉売事件として公正取引委員会の排除措置命令等の対象となった主要なケースについて紹介した後、③事業者団体として不当廉売が発生しないようにするために採ることができる措置について紹介するものである。

1、不当廉売の規制

(1) 不当廉売規制の目的

独占禁止法の目的は、いうまでもなく公正かつ自由な競争を維持・促進することであり、事業者が創意工夫により良質・廉価な商品又は役務(以下単に「商品」という)を供給しようとする努力を助長するものである。この中でも、企業努力による価格競争は、本来、競争政策が維持促進しようとする能率競争(良質・廉価な商品を提供して顧客を獲得する競争をいう)の中核をなすものである。この意味で、価格の安さ自体を不当視するものでないことは当然であるが、逆に価格の安さを常に正当視するものでもない。企業の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとしたり、他の部門からの支援等によって低価格を設定したりすることは、公正競争秩序を阻害するものであり、そのような場合には、規制が必要となる。正当な理由がないのにコストを下回る価格、言い換えれば他の商品の供給

による利益その他の資金を投入するのなければ供給を継続することができないような低価格を設定することによって競争者の顧客を獲得することは、企業努力又は正常な競争過程を反映したものとはいえず、廉売を行っている事業者(以下「廉売行為者」という)と同等又はそれ以上に効率的な事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、公正な競争秩序に影響を及ぼすおそれがある。

(2) 不当廉売に関する規定

不当廉売に関して、課徴金の対象となる行為は、次のように、独占禁止法2条9項3号により法定され、また、課徴金の対象とならないその他の不当廉売は、法2条9項6号に基づく公正取引委員会の指定(不公正な取引方法の一般指定)6項により規定されている。

ア、独占禁止法2条9項3号

「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して

供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」

イ、不公正な取引方法の一般指定6項

「法第2条第9項第3号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」

上記のうち、アに該当する不当廉売(以下「法定不当廉売」という)を行った事業者が、過去10年以内に法定不当廉売に該当する行為を行ったとして排除措置命令・課徴金納付命令や審決を受けたことがある場合には、課徴金納付命令が行われる。「過去10年以内」には、法改正の経過規定により、法改正前の期間をも含む。すなわち、課徴金は1回の違反行為に対して直ちに命じられるのではなく、10年以内に再び行った場合に命じられる。課徴金は、違反行為期間(終期から遡って最大3年間)の売上額に100分の3(小売業者の場合は100分の2、卸売業者の場合は100分の1)を乗じた額とされる。

(3) 不当廉売の解釈

法定不当廉売に該当する要件は、①「商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価」で、②「継続して供給」し、③「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある」ものであって、④「正当な理由がない」場合である。

その他の不当廉売は、①については単に「低い対価」と規定され、②については要件とされず、③については要件とされ、④については「不当に」と規定されている。

以下、法定不当廉売の要件について中心に述べ、関連して、その他の不当廉売について述べることにする。

ア、「供給に要する費用を著しく下回る対価」

「供給に要する費用」とは、廉売行為者の供給に要する費用であり、業界一般の供給に要する費用又は現実に存在する特定の競争者の費用ではない。「著しく下回る対価」とは、商品の供給が増大するにつれ損失が拡大するような価格を意味する。

「供給に要する費用」は、総原価を意味し、次の

とおりである。

製造業者の場合 供給に要する費用＝製造原価
＋販売費＋一般管理費

小売業者の場合 供給に要する費用＝仕入原価
＋販売費＋一般管理費

これらの費用は、いずれも当該廉売によって販売された商品に係るものである。販売費及び一般管理費のように複数の事業に共通する費用については、当該費用の発生により各事業が便益を受ける程度等に応じ、各事業者が実情に即して合理的に選択した配賦基準に従って配賦される。

供給に要する費用には、①廉売対象商品を供給しなければ発生しない費用(以下「可変的性質を持つ費用」という)と、②それ以外の費用とがある。可変的性質を持つ費用さえ回収できないような低い価格を設定すれば、廉売対象商品の供給が増大するにつれ損失が拡大する。したがって、可変的性質を持つ費用を下回る価格は、「供給に要する費用を著しく下回る対価」であると推定される(他方、可変的性質を持つ費用以上の価格は、「供給に要する費用を著しく下回る対価」ではないので、その価格での供給は、法定不当廉売に該当することはない)。

可変的性質を持つ費用に該当する費用かどうかについては、廉売対象商品の供給量の変化に応じて増減する費用か、廉売対象商品の供給と密接な関連性を有する費用かという観点から評価する。

(ア) 可変的性質を持つ費用

操業度に応じて比例的に増減する原価である変動費は、可変的性質を持つ費用である。変動費の主要なものは、製造原価及び仕入原価である。製造原価は、製造直接費及び製造間接費から構成される。製造直接費は、直接材料費、直接労務費及び直接経費から構成され、製造間接費は、間接材料費、間接労務費及び間接経費から構成される。また、仕入原価は、仕入価格(注)、仕入れのための運送費及び検収費等である。

(注)ここでの「仕入価格」とは、名目上の仕入価格ではなく、実際の取引において当該商品に関して、値引き、リベート、現品添付等が行われている場合には、これらを考慮に入れた実質的な仕入価格をいう。

営業費は、販売費及び一般管理費から構成さ

れるところ、これに含まれる費用項目のうち、販売費、廉売対象商品の注文の履行に要する費用である倉庫費、販売のための運送費及び掛売販売集金費は、事業者がある商品について廉売を行った場合に、廉売対象商品の供給と密接な関連性を有するものとして算定される費用項目であり、その性格上、可変的性質を持つ費用となる。

(イ) 可変的性質を持つ費用以外の費用

費用の中には、その性格上、可変的性質を持つ費用とはならない費用と、特段の事情がない限り可変的性質を持つ費用には該当しないと推定される費用とがある。

前者に該当するものとして、本社又は本部組織である人事部や経理部における人件費、交通費及び通信費等がある。また、後者に該当するものとして、広告費、市場調査費、接待費等であり、「特段の事情」に該当する事由としては、廉売対象商品の供給を開始又は継続するために不可避免的に発生した費用であるといった事情があげられる。

右に述べた供給に要する費用のうち、可変的性質を持つ費用を下回る対価が「供給に要する費用を著しく下回る対価」であって、法2条9項3号に該当するものであり、これには該当しないが、総原価を下回る対価は、不公正な取引方法の一般指定6項に該当する。

土地家屋調査士の場合における「供給に要する費用」は、製造業者の場合に準じて考えることが適当であろう。製造業者の場合、供給に要する費用＝製造原価＋販売費＋一般管理費であった。

土地家屋調査士の場合の製造原価といわれるものは、①直接材料費、②直接労務費、③直接経費、④廉売対象行為に直接関連する販売費及び一般管理費が重要な要素となる。また、外注がある場合は、⑤外注費が含まれる。

土地家屋調査士の業務は、受注した物件の調査測量、書面作成及び登記申請等に係るものであり、当該業務の遂行に要した費用が製造原価を構成する。上記の①には、用紙、文具、複写等に要する消耗品等、②には、土地家屋調査士

及び補助者の外業及び内業に要する人件費、旅費等、③には、測量機器類、計算機、製図機器等の減価償却費等が含まれる。上記の中でも、③及び④は、それらの経費を算出することは困難を伴うとともに、金額的にそれ程多くはないと考えられるので、①及び②が中心となる(また、⑤を含む場合がある)。これらの費用を下回る対価は、「供給に要する費用を著しく下回る対価」に該当することになると考えられる。

イ、継続性

不当廉売に該当するというためには、廉売が廉売行為者と同等又はそれ以上に効率的な事業者の事業の継続に影響を与えうるものであると判断される必要がある。したがって、不当廉売となるのは、一般的には、廉売がある程度「継続して」行われる場合である。このため、法定不当廉売は継続性を要件としている。

「継続して」とは、相当期間にわたって繰り返し廉売を行い、又は廉売を行っている事業者の営業方針等から客観的にそれが予測されることであるが、毎日又は毎回継続して行われることを必ずしも要しない。

ウ、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」

「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」があるとは、現に他の事業者の事業活動が困難になることは必要なく、諸般の状況からそのような結果が招来される具体的な可能性が認められる場合を含む趣旨である。このような可能性の有無は、他の事業者が影響を受けている実際の状況のほか、廉売行為者の事業の規模及び態様、廉売対象商品の数量、廉売期間、広告宣伝の状況、廉売対象商品の特性、廉売行為者の意図・目的等を総合的に考慮して、個別具体的に判断される。

エ、正当な理由

前記の各要件に当たるものであっても、廉売を正当化する特段の事情があれば、公正な競争を阻害するおそれがあるものとはいえず、不当廉売とはならない。

例えば、生鮮食料品のように品質が急速に低下

するおそれがあるものや季節商品のようにその販売の最盛期を過ぎたものについて、見切り販売をする必要がある場合は、可変的性質を持つ費用を下回るような低い価格を設定することに「正当な理由」があるものと考えられる。

土地家屋調査士の場合、この「正当な理由」が認められる場合は極めて少ないと考えられるが、例外的に、例えば、発注官公署から低価格を強要された場合等が考えられる。ただし、このようなことが発生するのは、発注官公署自体に問題があると考えられるので、そのような事態が発生しないような対策が必要となる。

不公正な取引方法の一般指定6項でいう「不当」とは、供給に要する総原価を下回る対価により商品を提供することにより公正な競争秩序が侵害されることをいう。

オ、留意点

土地家屋調査士の供給に要する費用を算定する際に留意しなければならない点は、次のとおりである。

- i) 土地家屋調査士が他の資格、例えば、行政書士等の資格を有していて、その資格の下に土地家屋調査士とは異なる役務を提供しているような場合は、他資格に基づき役務を提供する場合の費用とは峻別して別々に費用を算定すること。土地家屋調査士の資格で提供する場合には不当廉売とならない場合であっても、他の資格で提供する場合に不当廉売となる場合があり得る。
- ii) 他からの何らかの特別の支援があるような場合(例えば、家賃を特別の関係があつて減額等してもらっているような場合等)は、このような特別の支援については無いものとして算定すること。

2、不当廉売事件

(1) 中部読売新聞社緊急停止命令事件(昭和50・4・30東京高裁決定)

中部読売新聞社は、販売開始後6月間に50万部を目標として、昭和50年3月25日から、東海3県で、

月極め500円で「中部読売新聞」を発刊した。一般競争紙は1,000円～1,200円であった。

決定は、「製造原価500円の根拠となる費用は、その大部分が自己の企業努力によるというよりは、読売新聞社の特別の援助等によるものである。すなわち、①広告について、同社が「広告欄」を買い取る、②編集について、同社の記事等をそのまま使用する等の特別の援助を受けている、③販売費について、販売店への販売手数料が読売新聞社の行っているそれと比較して著しく低く計上されている等の事情がある。原価を構成する要因が当該事業者の場合にのみ妥当する特殊な事情があるものであるときは、これを考慮の外におき、そのような特殊事情のない一般の独立の事業者が自らの責任において経済上通常計上すべき費用を基準として算定すべきである」との趣旨を述べ、定価が812円を下回ると損失が生ずるとした(312円の赤字)。

(2) 和歌山県田辺地区におけるガソリン不当廉売事件(平成18・5・18審決)

浜口石油は、同地区等において14給油所を有する大規模な石油製品小売業者であるところ、ガソリンの販売において、田辺地区における販売量が多い他の有力石油製品小売業者を排除する意図をもって、南紀田辺店において、

- ①仕入れ価格(運送費を含む。以下同じ)に人件費等の販売経費を加えた価格を下回る価格で106日間
- ②また、そのうち仕入れ価格を下回る価格で80日間販売した。

白浜空港線店において、

- ①仕入れ価格に人件費等の販売経費を加えた価格を下回る価格で43日間
- ②また、そのうち仕入れ価格を下回る価格で30日間販売した。

同社は、それによる損失を田辺地区以外の給油所におけるガソリン等の販売から得る利益をもって補填した。

他の石油製品小売業者は、効率的な事業者であっても通常の企業努力によって同社の行為に対抗できず、廉売期間中の販売量は減少した。

3、事業者団体による指導等

事業者は、自己の健全経営のため、適切な価格・料金を設定しなければならない。土地家屋調査士協会が公益法人へ移行したからといって、官公署から随意契約において不当廉売に該当するような低価格委託を要請された場合でも、これに応じなければならないものではない。

各土地家屋調査士としては、「土地家屋調査士業務報酬についてのガイドブック」及び「土地家屋調査士報酬額算定参考資料」を遵守するよう努めなければならない。

土地家屋調査士会としても、会員が適正な価格料金を設定するよう指導することが必要である。事業者団体が会員に対し、「経営指導等」として、次のような行為を行うことは、原則として独占禁止法上問題とならない（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」平成7年10月30日公正取引委員会）。

- (i) 取引条件の明確化のために、モデル契約書の作成、契約文書化の奨励等を、取引条件自体の内容(具体的な価格、支払条件、納期等を指す)に関与しないで行うこと。
- (ii) 需要者、構成事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、構成事業者から価格に係わる過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の構成事業者の価格を明示することな

く、概括的に、需要者を含めて提供すること。

- (iii) 市場における価格の比較が困難な商品又は役務について、費用項目、作業の難易度、品質等価格に関連する事項についての公正かつ客観的な比較に資する資料又は技術的指標を、需要者を含めて提供すること(事業者間に価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る)。
- (iv) 経営に関する一般的な知識の普及及び技術の訓練を行うこと。
- (v) 構成事業者の求めに応じ、個別企業の経営実態に応じた経営指導を行うこと。
- (vi) 原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し、これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うこと(事業者間に価格や積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る)。
- (vii) 国・地方公共団体等に対し、当該事業者団体の特質等を説明するなどにより、取引活動を維持・活発化するために要望又は意見を表明すること。

したがって、土地家屋調査士会が、発注官公署に対し、不当廉売となるような価格で発注しないこと、低入札価格制度、最低制限価格制度等を導入すること等を要望することは差し支えない。

以上

全国一斉表示登記無料相談会 開催報告

本年10月から11月にかけて、全国308か所で法務局及び地方法務局と土地家屋調査士会の合同(一部単独開催)の全国一斉表示登記無料相談会が開催されました。

連合会広報部では広報部役員及び広報員が所属する土地家屋調査士会で開催された表示登記無料相談会を取材いたしました。その模様を報告いたします。

東京会

今年度の東京会の取組みは、10月3日から10月28日までの期間、32支部が61の会場で「法の日」無料相談会を実施いたしました。

今回は東京の西、多摩地区の東京法務局府中支局1階ロビー及び会議室を利用した、府中支部の相談会の様子取材しました。

10月3日(月) 13時から16時の間、相談会は開催されました。事前準備として、府中支局、府中市、小金井市、国分寺市、国立市へポスターを掲示し、資料を配布。そのほかに、府中市、小金井市、国立市は市報に掲載とパンフレット常置、国分寺市にはパンフレット常置で臨みました。

当日の相談者は5名で、市報を見て来た人が2名でした。相談件数はやや少ないですが、府中支局の1階ロビーで開催したため来庁

者にはアピールができたと思います。(余談ですが、府中支局の不動産登記申請の11月1日朝の受付番号は第78149号となっております。)

今回の相談内容ですが、建物案件が2件、土地の境界関連が3件となっております。建物案件は、未登記建物、取壊し済で滅失登記未了のもの、そこに相続が絡んできているものなどです。また、土地の案件は、1件は位置指定道路絡み、1件は隣接地所有者から立会いを求められたが境界について納得していない方からのもの、もう1件は紛争絡みの案件、となっております。それぞれ5名の方ですが相談会は初めての方のようでした。なかなか初めての相談では解決の糸口が見つけられない方もいるかと思えます。

実は、最近の相談会事情として、紛争性のある相談事例を抱えてい

る方が、いろいろな場所で行われている相談会に繰り返し相談されるケースが増えております。しかしながら、無料相談で応じられる範囲には限界があるだけでなく、相談者が望んでいるような対応を行うことが非常に難しいケースもあります。これは我々土地家屋調査士だけでなく他士業においても見受けられるようですが、このような場合、専門家としてどこまで対応できるか、今後も大変悩ましい問題となるだろうと思っています。

大切な自分の資産、財産に関することですので、相談会をきっかけとして我々土地家屋調査士の専門家に辿りつき、問題解決されることを祈っているところです。

広報員 羽鳥光明(東京会)

大阪会

1. 概要報告

10月1日から始まる法の日週間、大阪府内各所で表示登記に関する無料相談会が実施されました。無料相談会は事業主体により、①会独自に行う、②法務局とタイアップで行う、③市町村とタイアップで行う、④士業の連携で行う(他士業と合同開催)、⑤支部





大阪会の相談風景



相談会場入り口(大阪土地家屋調査士会館)

の定例事業として行う、に大別されます。

相談件数(相談者数)は、全部で41件でした。(10月19日までの累計)但しこれは、上記にいう「⑤支部定例事業で行う」は正確なカウントが、本稿締め切りに間に合わないの除外しており、おそらくそれを加えれば倍増するものと思料しています。

相談会では土地家屋調査士の立場から言えば「相談者に待ってもらうほどの相談件数があれば良い」のですが、そこまで多くはありませんでした。しかし、市営地下鉄への広告掲載等の事前アピール等、支部主催相談会にあっては会場における無料グッズ配布等が功を奏したのか、各会場は概ね盛況であったようです。

2. 目的の再認識

無料相談会の目的は、土地家屋調査士をもっと知ってもらうと同時に、土地家屋調査士制度や登記制度が市民生活に必要不可欠であることのアピールでもあります。そして無料相談会を通じて「土地家屋調査士」がより親しみやすい身近な資格者であると市民に感じていただくことです。相談を受ける土地家屋調査士は、こういった共通認識をもって相談会に臨みます。

3. 地域事情と相談内容の傾向

大阪はDID地区の割合が高いのですが国土調査の実施率も低く、筆者は開業16年を過ぎましたが、法14条地図に至っては数回しか見たこともないような地図整備状況です。更に筆界特定件数に至っては他府県に比べ圧倒的に多いと聞いております。こういった土地柄と地域性を反映して、相談の内容は境界紛争になる一歩手前のものが多いようです。相談を受ける土地家屋調査士は、慎重かつ丁寧な対応と豊富な経験と知識を求められます。

4. これからの登記相談について

今回の取材を通して感じたのは、「相談したい市民はまだまだいる(眠っている)、どこに相談して良いのかわからないだけでは?」という疑問です。最近でこそ、インターネット等掲示板で様々なQ&Aが掲載され、当然のように豊富な情報の中から自らの責任においてその結論を導き出せる状況ではあります。しかし、境界問題や登記に関する疑問相談は、専門知識と経験がなければ、正しい結論に導くのは難解であると思われます。悩みを抱えた多くの市民の皆さんには、無料相談会で悩みを解決或いはそのヒントを得てもらう必要があります。相談会開催の事前広告は、どのような世代の人にも無料の相談窓口が

身近にあることを知ってもらう必要があります。今後はより多くの方に「無料相談会の開催」を知ってもらうため、より良い事前広報を模索する必要があります。

連合会広報部理事 眞鍋健

三重会

法の日(10月1日)、鈴鹿連峰が少し近くなったと感じる爽やかな秋晴れに恵まれた一日、三重県土地家屋調査士会館における表示登記無料相談会取材しました。昨年は津地方法務局のロビーをお借りしての開催、今年は4月に完成した当会会館に場所を移し、法務局から職員の方2名にお越しいただき相談員6名態勢で相談会を行いました。事前の広報活動としては、津市内の官公庁にポスターの掲示とチラシ(当会館案内図入り)の設置、NHK津放送局による相談会前日に2回のテレビによる宣伝と3回のラジオによる宣伝、当会ホームページ掲載、会場立看板等。当日は、のぼり旗を揚げ風船で飾りつけ、イベント会場で



津まつり会場



相談員

あることをアピールしました。

事前に問合せは3件ありましたが、相談件数は1件で幕を閉じました。三重会の新しい顔である会館を知っていただく絶好の機会、そして、ポスターに【「法務局職員」と「土地家屋調査士」がいろいろな相談にお応えします。】と謳われているとおり、問題を抱え訪れる相談者には、個室でプライバシーも保護もされ、おちついて相談できる会場であるだけに、たいへん残念なことでした。

同市においては、他に10月9日、「津まつり」会場がありました。当会として今年で3回目のテントブース出展で、ヘリウム風船700個・ポケットティッシュ1000個・うちわ500枚・PR冊子500部等の配布と無料相談会が行なわれました。多くの人でにぎわい有意義なPR活動ができました。社会貢献を通しての広報活動、地域イベントに参加してのPR重視の広報活動、何に重きを置くかにより、色の異なる会場の設定は、今後も必要であろうかと思いました。

事前の広報活動については、メディア活用の余地もまだまだあり、今年の問題点を提起し、その真剣な反省と創意工夫によって、来年の相談会に臨みたいと思いました。

広報員 上杉和子(三重会)

山口会

10月2日(日)、山口県土地家屋調査士会は、山口地方法務局主催の法務なんでも相談会と共催のもと、県下2か所の会場で全国一斉表示登記無料相談会を開催しました。明治維新のふるさととして名高い萩市の会場は、中心市街地にある商業施設の1階フロアに、

法務局の職員の方、土地家屋調査士、司法書士、弁護士、公証人の各有資格者による5つの特設ブースを利用し、相談を受けました。

(萩会場)

もうひとつの会場である防府会場も駅前にある商業施設を借り、4つのセパレートされたブースで、萩会場と同じように法務局の職員の方、土地家屋調査士、司法書士、公証人、人権擁護委員など、それぞれ専門分野の方々が相談を受けました。

当日は、48年ぶりに開催される「おいでませ！山口国体」の競技開始日と重なったせいか、2会場とも、いつもの休日に比べると、やや人出が少なく、表示に関する相談は21件中2件でした。しかし、休日を利用した商業施設での相談会は、訪れる市民にとっても身近で利便性も高いことから、法務に関する相談を幅広く受けることのできる法務局の職員の方々と共催は、これからも続けていく必要があると思いました。

連合会広報部長 戸倉茂雄



福岡会

福岡では、福岡市(福岡商工会議所)、飯塚市(立岩公民館)、北九州市(北九州市ウエルとばた)、久留米市(久留米市役所)の県内4か所で福岡法務局職員と土地家屋調査士による共同相談会が開催され、またその他8か所で、例年どおり各支部の土地家屋調査士による無料相談会が開催されました。

今回の相談会の事前広報活動としましては、新聞3社に広告の掲載をし、県内の各法務局支局・出張所にてチラシの配布を実施しました。

相談会の当日(10月1日)は、秋の行楽シーズンで土曜日ということもあり、来場者の人数が気にかかっていましたが、会場によっては電話による問合せや事前予約等も数件あったようです。

最終的には、実施された全ての会場で合計49名の相談で終了しました。当初は不安そうな面持ちで来場された方も、相談を終えた後は、少し安心された表情で帰宅の途に着かれていました。



相談会ポスター



相談風景

今回の福岡会での相談会の状況は以上のような結果でしたが、相談会の終了後、対応された法務局職員や本会会員に感想を聞いたところ、予想していたよりも相談者数が少なかったため、もっと事前の積極的な広報活動が必要であるとの意見を頂きました。

しかし、来場者数の少なさは広報活動だけの問題でしょうか？福岡市内では、先月(9月4日)にも専門職の8士業合同による無料相談会が開催されており、その際にも「境界に関する相談」は数件であったとの報告を受けています。より一層の広報活動も必要であるとは思いますが、定期的な開催と継続で相談会そのものを定着させていくことが必要ではないでしょうか。

また、これからの相談会の手法として従来どおりの県下数か所の会場で相談者を待つという形式よりも、相談者の高齢化なども考慮して、各地区(公民館等)に私たち土地家屋調査士が自ら出向き、その地域により密着した相談会を開催するといった形も必要になってくるのではないかと感じました。

広報員 日野智幸(福岡会)

宮城会

宮城県土地家屋調査士会でも10月1日に、仙台市の宮城県土地家屋調査士会館において、仙台支部の会員の協力を得て開催いたしました。

この相談会に寄せられた相談がありますが、「いわゆる公図地区で現況と図面に記載された形状とが相違していることについて」や「境界立会いを依頼した場合のお礼の限度」の相談もありましたが、「今後のかけ崩れの防止」や「道路幅員が狭くなってしまった」など、ほぼ震



災関連の相談でありました。

週末の土地家屋調査士会館での開催ということもあり、相談件数が低調でありました。

この原因としては、「3・11東日本大震災」の後に、いろいろな相談会が開設されており、そちらを利用していることも考えられます。

私の知る範囲ですが、震災後、宮城の土地家屋調査士の関与している相談会などをご紹介させていただきます。

土地家屋調査士会の単独としては、震災直後から電話での相談を開始し、テレビでテロップに流していただいで、広く県民に利用していただくことができました。

また、平成15年に発生した宮城県北部地震をきっかけにして、各士業の協力のもとに「宮城県災害復興支援士業連絡会」が発足しておりまして、そこには、土地家屋調査士会と公嘱協会が会員として参画しておりました。4月には、この士業連絡会がメインとなった相談会が始まりまして、現在も継続しております。

官庁関係では、仙台北部法務局主催の各避難所を回った臨時相談会や財団法人仙台市産業振興事業団の相談会が開催され、それらに参加いたしました。

仙台北部法務局管内では仙台北部本局のみに相談ブースがあったので、6月からは、各支局出張所に臨時相談会から発展した形式で常設の相談窓口が設けられることになり、



そこに会員を相談員として派遣し、これも継続中であります。

「法テラス」で、被災地臨時相談所を南三陸町に建設して業務を開始いたしましたので、これにも会員を派遣しております。

今月には山元町にも開設されますので、同様に土地家屋調査士を派遣することになっております。

このように宮城県土地家屋調査士会といたしましては、単独でのサービス提供もありますが、各方面で行われるいろいろな機関での催し物にも参画しているところがあります。

連合会広報部次長 岩瀬正知

札幌会

昨年に引き続き「全国一斉表示登記無料相談会」が、北海道内では6会場で開催されました。広い北海道には4つの土地家屋調査士会があります。札幌会と旭川会は、法務局と「法の日記念特設無料なんでも相談所」との同時開催です。札幌駅北口の第一合同庁舎の札幌法務局本局と旭川合同庁舎(西館)の旭川地方法務局本局を会場に10月1日に開催されました。釧路会も、同日、釧路・生涯学習センター、帯広・長崎屋、北見・旧北見自動車学校の3つの会場で開催しました。また函館会は10月22日に、社会保険労務士会、司法書士会、税理士会、行政書士会との「市民暮らしの相談会」との同時開

土地の境界トラブルでお困りの方!
表示登記無料相談会開催のお知らせ
法務局のなんでも相談所と同時開催
境界に関する悩み・疑問は土地家屋調査士にご相談を
土地の境界に専門家「土地家屋調査士」が公正な立場で土地境界問題
(境界紛争など)に関するご相談をお受けします。
土地家屋調査士は「表示に関する登記」に必要な
土地又は建物を調査・測量して
法務局へ申請する仕事をしています。
場所/旭川市宮前通東4155番31 日時/平成23年10月1日(土)
旭川会同庁舎西館1階(伊和) 午前10時～午後4時
(法務局なんでも相談所併設) (予約不要)
旭川土地家屋調査士会 旭川市2条通17丁目465番地1
旭川公共福祉託登記土地家屋調査士協会 Tel.(0166)22-5530

北海道新聞の広告 旭川会 9.19 9.26

全国一斉 無料
表示登記相談会
「土地家屋調査士」が土地と建物についてのご相談にお応えします。
2011/10/22(土) 午前10時～午後4時迄
函館市民体育館 2階 第2会議室
当日は「市民暮らしの相談会」も同時開催しております。
好立保野のり子 司法書士、税理士、行政書士がご相談にお応えします。
お問い合わせ先 函館土地家屋調査士会 千歳町21-13 第2会議室3階 TEL0138-23-7026

全国一斉表示登記無料相談会
北海道新聞 函館会

催により函館市民体育館で開催されました。取材は、札幌会場で行い、函館会の小田常任理事、旭川会の蔦森常任理事、釧路会の松田理事からの各会場報告を取りまとめたの北海道ブロック報告とさせていただきます。

札幌の会場では、初めての試みとして司法書士相談員と土地家屋調査士相談員の合同ブースを設けました。相続と土地の境界確認・分筆等に関する相談を想定し、相談者が何度も説明せずに回答を受けられるように試みました。合同ブースを担当した司法書士相談員からは、「地図・図面を持ち込んだ相談者へ土地家屋調査士が同席していることで頼もしかった。」とか「相続の際に、相続した土地の敷地内の登記されていない建物(構造物)の取扱いにつき適切なアドバイスができてよかった。」との声を聞きました。

各会場での相談件数は、札幌会場で総数126件のうち土地家屋調査士関係は、表示登記手続関連2件、土地の境界に関する相談8件。旭川会場で総数89件のうち土地家屋調査士関係は6件。法務局職員と相談にあたった釧路会の釧路支部・十勝支部・オホーツク支部の3会場では、総数37件のうち土地家屋調査士関係の相談は5件でありました。法務局職員並びに各士業団体との合同開催が、相談者にとって解決

への糸口につながり、それが土地家屋調査士制度の信頼に貢献することを期待したいです。

開催にあわせて、札幌圏では地元の北海道新聞に、司法書士ら専門家による「なんでも相談所」の記事が掲載されました。函館会と旭川会は、北海道新聞に広告掲載もしました。釧路会十勝支部でも、十勝毎日新聞に広告を掲載し、開催の記事も掲載されました。

予想を越える相談者数に、相談ブースの増設にも関わらず、一時的に長い待ち時間が生じた札幌会場で受付を担当された法務局の職員の方からは、「前年の相談件数は100件前後。事前の相談予約に加えて、朝刊の無料相談の記事を見て来場された方が多いようです。」と話されていました。改めて、新聞紙面で記事として取り上げられることの効果の大きさを数字の上からも実感しました。

広報員 中原章博(札幌会)

徳島会

徳島会では、無料相談会を毎年



4月・8月・10月の1日に徳島県土地家屋調査士会館と会員の各事務所で定期的に開催しています。今回は、「全国一斉表示登記無料相談会」ということで、10月3日(月)10時～15時に土地家屋調査士会館で行われた無料相談会取材しました。

告知は、徳島新聞社・朝日新聞社徳島支局及びNHK徳島放送局・四国放送の地元メディアに依頼。また、各事務所にてポスターを掲示しました。

来場者数は、4名。電話相談1名。相談内容は図表のとおり。

	年齢	性別	相談内容	どこで知ったか?
1	60	男性	権利関係(名義変更)	徳島新聞
2	44	女性	建物表題登記	HP
3	70	夫妻	土地の境界	四国放送ラジオ
4	65	夫妻	土地の境界	四国放送ラジオ
5		電話相談	分筆登記	

昨年度は、法務局との合同で駅ビルにおいて開催。法務局・土地家屋調査士会4名ずつの相談員を配置。計8件の相談があったそうです。

今年度、相談件数が少ない原因は2点、10月1日に法務局が無料相談会を開催していたこと。また、徳島支部が、市役所で月2回無料相談会をしていることが考えられます。

次回は、土・日に開催することや、表示登記についての無料相談会ではなく、土地の境界についての無料相談会にすることなど、少しでも利用者がえるよう新しい取組みを考えていきたい、とのことでした。

広報員 小倉修二(徳島会)



平成23年度 第1回全国会長会議

平成23年10月6日、7日の両日、土地家屋調査士会館3階において全国50会の土地家屋調査士会長が集まり第1回全国会長会議が開催されました。

柴山理事の司会進行により、志野副会長から開会宣言がありました。

引き続き、竹内会長から、土地家屋調査士を取り巻く厳しい状況の中、土地家屋調査士法改正に向けたプロジェクトチームの活動を推進し、会員が豊かになれるよう取り組むことなど会務報告の総括がありました。

そして、司会者から座長選出方法が議場に諮られ、司会者一任の声の下、山本達夫徳島会会長が選出されました。



日調連 竹内会長



座長(徳島会・山本会長)

●東日本大震災からの復興支援 について東北3会(宮城、福島、 岩手)会長からの現状報告

現状として、がれき処理が進み土台撤去が始まっている。ただ、罹災証明の発行に6か月かかっており、復興計画がまだ示されていないので、今後は市町村との連携を強化させていく必要性が語られました。

具体的な問題として、損害保険の問題、風評被害、境界杭がない、地盤が動いている、などが相談されているという報告がありました。

また、建物職権滅失登記業務受託へ向けての取組み、地図の実態調査業務の後で、将来地図を作り直すことになるのか、現在の地図をパラメーター変換で修正使用するのか、今後の検討課題などが語られました。

●各部からの報告事項

業務部からは、「表示に関する登記における実地調査に関する指針(改訂)」について説明があり、改定指針により実地調査実施省略の判断はこれまでよりも厳格に規定されており、実地調査の対象となる件数も増え、申請受理から記載完了までの登記処理日数もこれまでよりも増加していることの報告がありました。

広報部からは、全国一斉表示登記無料相談会の取組みとして新聞に広告を掲載したということ、相談会に関する報告の報告がありました。また、制度広報として、各会の広報費予算を連合会に集約し大々的な広報戦略を検討していきたい旨の報告がされました。

研修部からは、第6回特別研修の修了者数が415名であったことが報告されました。

総務部からは、Web会議の導

入について、各会への理解と協力のお願いがありました。

財務部からは、共済会団体定期保険の長寿祝金の段階的な減額のお願いがありました。

研究所からは、今後、調査・測量実施要領と倫理規程の2本立てとした執務規程を検討し、登記基準点や認定基準点に関してのマニュアルか作業規程を作成する予定であると報告がなされました。

●本日の会議は、全国会長会議 であるので、各土地家屋調査 士の会長による活発なる議 論を行いたい、と座長から提 案がありました。

第1、不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改善と活用 について

実地調査要領改訂と不動産登記規則第93条不動産調査報告書(以下「第93条不動産調査報告書」と

いう。)の関係において、第93条不動産調査報告書の作成提出する意義そのものへの信頼の揺らぎを感じた、との問題提起がありました。

その提議を受けて出された主な意見は次のとおりです。

- ・ 実地調査の実施の要不要については登記官の権限内であり、第93条不動産調査報告書の作成にあたっては、積極的な筆界認定、建物認定を登記官が行えるように土地家屋調査士が取り組む必要がある。
- ・ 改訂実地調査要領のとりえ方としては、第93条不動産調査報告書とリンクせずに、登記を受理した法務局の登記処理日数に影響する事柄と考えるべきである。
- ・ 第93条不動産調査報告書は法務局提出ばかりではなく、依頼主へも納品すべきである。
- ・ 第93条不動産調査報告書導入時の基本に帰るべきである。登記官の実地調査省略が目的ではなく、土地家屋調査士が何をどのように認定したか、自分のための記録である。
- ・ 土地家屋調査士としての地位、信頼の問題である。第93条不動産調査報告書を利用することによって、完全オンライン申請を目指したことを忘れてはならない。
- ・ 今後の課題として、第93条不動産調査報告書の記載内容にバラツキがみられるので、全国レベルでのアンケート(実態)を実施し、研修が必要であると提案する。

連合会の役員からは、不動産登記規則第93条不動産調査報告書プロジェクトチームを立ち上げ、

実務上での観点から、重複記載や項目の整理、法務局登記官のための情報整理、日常業務の効率化と、不動産登記令第13条の取扱いの書面提示省略のために必要とする記載情報を検討するという意見が述べられました。

第2、報酬額について

- 各土地家屋調査士会の会長から
- ・ 平成13年以降、報酬についての研修が行われていない。
 - ・ 報酬額そのものを算定する方法がわからない会員がいる。
 - ・ 土地家屋調査士自身の問題であるので、報酬についてはもっと研究する必要がある。
 - ・ 報酬の組立て方のマニュアルづくりを連合会から発信し、新人会員への教育を行う必要がある、
- などが提案されました。

業務部からは、業務処理に関する統計をとり、検討したいという報告がされました。

また、社会事業部からは、各方面からの情報収集を行うという報告がありました。

連合会の役員から、報酬についての次の意見が述べられました。

- ・ 各土地家屋調査士会の会則に調査・測量実施要領を位置付けて、業務の内容など研修し、

土地家屋調査士個人も勉強する必要がある。

- ・ 適切な報酬とは、依頼主にとっても土地家屋調査士にとっても納得できるものである。
- ・ 特に、新人の土地家屋調査士にどれだけ教育し、共感させられるか。報酬を理解するという先に共感を求めるという取組みが必要である。

●最後に、各土地家屋調査士会会長から下記のような近況報告及び提案がありました。

- ・ 境界標設置キャンペーンの取り組みを。
- ・ 新聞広告、テレビ、ポスターで土地家屋調査士の知名度を上げる宣伝を。
- ・ すべての会員事務所訪問を実践している。会が行動することが大事である。
- ・ 会則に規定される調査・測量実施要領が必要である。

以上、予定時間を過ぎ、最後は駆け足での各土地家屋調査士会会長からの自己紹介を兼ねた近況報告となりましたが、10月6日、7日の二日間にわたる活発なる議論の全国会長会議でありました。

広報員 羽鳥光明(東京会)



会長レポート

REPORT

10月16日
～11月15日

10月16日～17日

第28回中部ブロック協議会親睦ゴルフ石川大会
中部ブロック協議会の親睦ゴルフ大会にご招待をいただき、前夜祭から参加をさせていただきました。地元の石川県司法書士会の長橋会長様をはじめ、滝口中部ブロック協議会会長及び各土地家屋調査士会会長の参集のもと盛大に開催された。当日は、翌日のゴルフプレーのため、酒宴は早々に引き揚げ鋭気を養った。翌日は早朝からプレーに参加し、一日を楽しく過ごさせていただきました。中部ブロック協議会の皆様、たいへん楽しく過ごさせていただきましたありがとうございました。

18日

公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会
関根・志野・林・岡田各副会長、竹谷専務理事同席。公明党山口那津男代表をはじめ、多くの党議員の方々のご参集のもと、東日本大震災に関する土地家屋調査士会としての業務の取組み等についての報告をするとともに、今後予想される事業及び予算措置について説明を行った。

19日

河村建夫議員「第33回朝食会」
勉強会に参加し、現在の国会の状況並びに今後の施策等について拝聴した。

会務処理(業務部、社会事業部及び研究所の合同会議)
業務部、社会事業部、研究所の3部門の合同会議に出席し、事業計画に基づく事業執行について横の連絡を密にして無駄のない業務執行をするようお願いした。

20日～21日

宮城県土地家屋調査士会訪問(職権減失作業従事者の激励)及び仙台北務局表敬訪問

竹谷専務理事同席。

仙台北務局浅井局長を表敬訪問し、建物の職権減失調査の現状をお伺いするとともに、今後の業務の円滑方についてお願いをした。その後、宮城会を訪問し調査状況の報告を受けた。その足で岩淵理事の案内で現地視察を行った。

21日

松田良男氏 旭日双光章受章を祝う会

当日は仙台から、奥の細道で有名な山寺を車中から見学しながら山形入りをし、祝う会に出席した。多くのご来賓の参集のもと盛大に旭日双光章を祝う会が開催され、松田先生のご功績を伺った中で、多くのお弟子さん(土地家屋調査士)を育てられたことに敬意を表する次第です。おめでとうございます。

25日

林芳正議員「第14回平成デモクラシーセミナー・懇親会」

懇親会に出席し、他団体の関係者と懇親を図るとともに、政治状況のお話を拝聴した。

27日

日司連・日調連打合せ会

関根・志野・林・岡田各副会長、加賀谷総務部長同席。
定例の打合せ会を日調連において開催を呼びかけ、両会が懸案としている事項について意見交換を行った。

27日～28日

第4回理事会

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席。

(審議事項)

1 平成24年春の叙勲及び褒章受章候補者の追加推薦について

- 2 登録審査会委員候補者の選任について
- 3 土地家屋調査士登録事務取扱規程(付録様式)の一部改正(案)について
- 4 土地家屋調査士会補助者規則(モデル)(附録様式)の一部改正(案)について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会共済会団体定期保険規約、日本土地家屋調査士会連合会共済会共済年金規約及び日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約の一部改正(案)について
- 6 共済会特別会計における団体定期保険長寿祝金の段階的な減額(案)について
- 7 土地家屋調査士会における研修に関する調査の実施について
- 8 第8回国際地籍シンポジウム予備会議の開催について

(協議事項)

- 1 役員の交通費及び宿泊費の計算方法と支給額の変更(案)について
- 2 「改訂版登記基準点設置事例集」の発刊について
- 3 各種パンフレットの頒布について
- 4 広報に関するアンケートの実施について
- 5 官公署等が発注する業務の作業実施者に対する激励について

28日

全法務省労働組合新役員の来会対応

関根副会長、竹谷専務理事同席。

全法務省労働組合中央執行委員長の実川氏ほか5名の幹部の来会があり、全法務省労働組合の現状と現在取組みを行っている課題等について意見交換を行った。

29日

杉山行生氏黄綬褒章受章記念祝賀会

岐阜会元会長である杉山行生先生の黄綬褒章受章の記念祝賀会に来賓として出席。
盛会裏に開催されましたこと心からお祝いを申し上げます。

西本孔昭顧問との面談

西本顧問のいらっしゃる名古屋において、新執行部の経過等を報告するとともに懸案についてご教

授を賜り懇親を深めた。

30日

樋口幹典氏 黄綬褒章受章記念祝賀会

兵庫会元会長である樋口幹典先生の黄綬褒章受章の記念祝賀会に来賓として出席。

盛会裏に開催されましたこと心からお祝いを申し上げます。

31日

地図作成問題に関する打合せ

関根副会長、竹谷専務理事、横山相談役同席。

東日本大震災における地図修正作業の予算確保についての打合せを行う。

11月4日

野田佳彦内閣総理大臣及び藤村修内閣官房長官表敬訪問

関根副会長同席。

当日は、野田総理は不在でありましたが藤村官房長官と面談が叶い、たいへんお忙しい中、現在、東日本大震災の復興において土地家屋調査士が取り組んでいる業務についての報告と、今後予想される業務についての説明を行い、協力方をお願いをした。

6日～7日

第26回日本土地家屋調査士会連合会・第31回関東ブロック協議会合同

「東日本大震災復興支援」チャリティーゴルフ大会(6日前夜祭、7日ゴルフ大会)

関根副会長、竹谷専務理事、小保方財務部長、高橋理事同席。

連合会並びに関東ブロック協議会の共同開催により第26回ゴルフ大会を開催。今回の大会の開催は、「東日本大震災復興支援」チャリティーゴルフ大会とし、全国から有志が集まり盛会裏に開催することができました。大会には全国各地の名産品等多くの賞品を提供していただき感謝を申し上げます。

11日

NTT空間情報株式会社との打合せ

岡田副会長、児玉業務部長、小野研究所長、漆畑次長、佐原理事、竹内委員同席。

役員の旅費及び給与に関する打合せ

関根副会長、小保方財務部長同席。

役員の旅費及び給与等についての打合せを行う。

14日

全公連主催「平成23年度第1回研修会の懇親会」

全公連主催の研修会後の懇親会に出席。懇親会には前田国土交通大臣をはじめ、塩崎自民党土地家屋調査士議員連盟幹事長ほか多くの国会議員の方々が列席され、盛会裏に開催された。今後の活躍をご期待いたします。

15日

黄綬褒章伝達式

【黄綬褒章受章者】

福岡会・元連合会副会長	下川健策 氏
大分会・元会長	阿部重信 氏
京都会・元会長	安井和男 氏
大阪会・前副会長	井畑正敏 氏
埼玉会・元連合会理事	伊藤暢康 氏

黄綬褒章受章をお祝いする夕食会

関根副会長、竹谷専務理事同席。

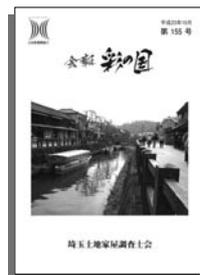
当日は、受章されました皆様並びにご令室様には、黄綬褒章の伝達式に早朝からご苦労様でした。連合会を代表いたしましてお祝いを申し上げます。今後ともますますご隆盛であられることをお祈りいたします。

NETWORK 50

埼玉会

「私のパソコンの歴史」

秩父支部 支部長 坂本 義明



『会報彩の国』第155号

私は昭和49年に土地家屋調査士の登録を致しました。

最初買った計算機はYHP製。少々プログラムが組める程度のものでした。友達にプログラムを作ってもらい使っておりました。これは説明書が英語でしたので絵をみて使い方を覚えました。

次に買ったのがテキサスインス

ツルメンツです。これはプリンターが付けられ計算結果が打ち出される物でしたので大変重宝して使いましたが、この頃のアメリカ製品は半田付けの洗浄が雑なのか5年位でさびが出て使えなくなりました。この頃から座標計算から三斜計算をして地積測量図は手書き、計算書及び申請書は菅沼タイプラ

イターで作成しておりました。

昭和57年に購入したのが株式会社 ジェックのM2880という機械でした。この頃物からパソコンといえるでしょうか、計算式のみプリンターにて打ち出し図面は手書きでした。

平成元年よりMS-DOSで動くソフトをインストール済みのPCでした。これはプロッタにより図面を書いてくれる物です。このことにより図面は格段にきれいに仕上がりました。登記申請書はタイプライターで作成しておりました。

Windows 2000で動くソフトインストール済みのPCを購入、図面はプロッタにて仕上げられるようになりました。このPCは10年近く使いました。

現在使用ソフトは、ニコン・トリ

ンプルのキャデオス及びソアーズです。図面はプリンター出力です。

インターネット申請を致しておりますが俗に言う半ラインです。又現在のPC構成は測量計算用1台

関係資料保管用1台 インターネット閲覧用2台 インターネット閲覧・登記申請用1台の計5台。この内訳ですが、平成20年1月に2台自作いたしました。平成21年1月に2台作りました。平成22年8月に1台作製いたしました。もう1台作りかけがありますができあがるのはいつになりますか？

ここで私が行っておりますバックアップについて述べてみます。ソフトは株式会社ライフポートのコピーワークス10を使用しております。このソフトはハードディスク全体をそのままそっくりコ

ピーします。

まず上記ソフトをPCにインストールいたします。次に内付けのハードディスク3.5インチ(160G～320G位で充分です)を用意します。私はハードディスクを各PCにつき2台程度用意しております。これは本体のハードディスクがおかしくなったらすぐ取り替えられます。ハードディスク全体をコピーしておけば、ソフトの再インストールの手間が省けます。又ハードディスクは3年くらいで故障することが多いようです。

次にキーボードでしょうか。電源も故障することがあります。400W位で充分ですので私は1つ予備を支度しております。

測量データについては別途MOにて1週間に1度金曜日にバック

アップしております。このMOは金庫に保管しております。火災、地震等でもデータは残るようにしております。

登記申請データについては1ヶ月に1度くらい外付けハードディスクにバックアップしております。文書については3ヶ月に1度程度CDに保管しております。

私のパソコンはすべて私が部品を買い集めて作製したもので、Windows XPも自らインストールしました。よってプリンターの設定も私が致します。

機械は壊れる物として使ってください。これだけバックアップをしておりますればサービスマンを呼ぶ必要がありません。長々申し述べましたが少しでも皆様方の参考になりますれば幸いです。

「新人研修会に参加して」

草加支部 伊藤 治三郎

昨年の調査士試験に合格し、補助者歴3年数ヶ月の実務経験にて本年2月10日登録、開業の身には去る3月2日に於ける新人研修会は非常に為になる内容の濃いものでした。私にとっては「報酬額について」が特に今後役に立つ内容で、ひとつの指標を得た思いが致しました。報酬額計算書・報酬額事例集等は現在利用し重宝しております。補助者として業務する事務所では報酬額は、調査士の先生の専権事項であり身近な業務として切実に考えることが少なく、いざ自分で決定しなければならぬとなると、なかなか難しいものです。

研修の最後に行われた、数人ずつのグループに分かれての「質疑・応答」では我々新人会員の疑問について役員の方々及び、すでに開業されている新人会員の方々の具体的かつ明快な返答は大変参考になりました。

また研修会参加による最大の収穫は、訳ありの転職にて今年5月で満54歳になる私が調査士として新規独立開業するということ事態が異例の事なのだろうと、いささか負目に感じていた心に変化が起きたことです。研修会には私より年上の方が3名もおいでになり、定年退職後の実務経験も乏しいなかで開業したが、宮田会長以

下役員の皆さまによる親身な御指導により、何件もの事件を処理する事ができたと、研修会終了後の懇親会で「調査士人生」に意欲満々の方のお話を伺う事が出来、大変良い刺激を受けました。元より転職にあたり「不動産取引の安全と円滑に資すること」が使命として明確な土地家屋調査士という職業にいささか感じるものがあっての選択でした。私の前職には競争激化による価格競争あるのみの感が強く、社会への使命感が薄くなっておりました。土地家屋調査士として社会に貢献できる喜びと、その責任を再認識させていただいた貴重な一日となりました。研修会実施にあたり御尽力いただいた役員の方々に感謝するとともに、引き続きの御指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。



内閣官房長官、総務大臣、農林水産大臣 表敬訪問



本年9月30日に、全調政連・横山会長の取り計らいで、農林水産省に鹿野道彦農林水産大臣を表敬訪問しました。連合会からは竹内会長、関根・林・岡田各副会長、竹谷専務理事が、全調政連からは横山会長、小沢幹事長が出席されました。

続いて、10月17日には、全調政連・加古副幹事長（滋賀調政連会長）の取り計らいで、総務省に川端達夫総務大臣を表敬訪問しました。連合会からは関根副会長、竹谷専務理事、加賀谷常任理事が、全調政連からは横山会長、小沢幹事長、加古副幹事長が、全公連からは柳平会長が、また、本表敬訪問に際して実務面でご尽力いただいた滋賀調政連・松居幹事長が出席されました。

更に、11月4日には、全調政連・加藤副会長の取り計らいで、総理大臣官邸に藤村修内閣官房長官を表敬訪問しました。連合会からは竹内会長、関根副会長が、全調政連からは横山会長、加藤副会長が、また、大阪会・岸田副会長と大阪調政連・神寶会長が出席されました。

前号、前々号にも掲載されましたが、法務大臣、国土交通大臣に続いて内閣官房長官、総務大臣、農林水産大臣までも表敬訪問が実現したことは、60余年の歴史の中でもおそらく初めてのことであり、政府としても土地家屋調査士制度をたいへん重要視してくださっていると実感いたしました。

連合会事務局



藤村内閣官房長官



川端総務大臣



鹿野農林水産大臣



西の風 水上陽三

一・二本径の欲しき大花野
絮毛の旅曲流れれば曲に乗り
むかご蔓引けばぼろぼろ消ゆる過去
道祖神も欲しき熱爛西の風
大根抜く力余りて老けにける

雑詠 水上陽三選

愛知 清水正明

枯蓮おのが破れにざわめけり
木枯や如庵は風に逆らはず

※如庵は、千利休の弟子織田有楽斎の営んだ
茶室で、現在犬山市の有楽苑に移築されて
おり、国宝となっている。

秋風や湖底に棺眠るらし
時雨るるや鼈甲色の火吹竹
柿簾見上げて高き卯建かな

岐阜 堀越貞有

小春日や行く先々で立ち話
大根の値札に名札付け売らる
大輪もほぼ満開に菊日和
川風に鼻むず痒し秋深む
時雨るるや天下分け目の古戦場

茨城 島田 操

菊人形支ふる竹の細き足
柚道の黄昏灯す烏瓜
山茶花の垣廻らして大藁家
薄き日に薄き影ひく冬の蝶

かさこそと山は静かに冬に入る

東京 黒沢利久

秋日和雀の好きな樹が二本
献血車来てある秋の武道館
花提げて妹の来る秋の朝
復興の槌音ひくし冬に入る
小六月大井雅人の忌なりけり

埼玉 井上晃一

秋澄むや遙か武甲の簀えをり
駅弁を孫と分かちて秋の旅
酒場にて季節肯ふ烏瓜
秋収め湯治場めざす笑顔かな
目障りな眉毛一本翁の忌

今月の作品から 水上陽三

清水正明

枯蓮おのが破れにざわめけり

枯蓮はかれはちすと読む。冬枯れの蓮は、
矢尽き刀おれたる戦火の果てのような荒涼
たる景色で蕭蕭と吹く風に鳴る風音のみ。
その風音を蓮自身の破れたざわめきである
と捕らえたのである。枯蓮そのものを擬人
化した作品であるが無理がない。

堀越貞有

大根の値札に名札付け売らる

野菜の直売所であろうが、多くの生産者
が持ち寄って販売しているのであろう。ど

この市町村に行っても見掛けることができ
る。この句はその実態をそのまま素直に表
現したもので、何等の技巧もない。このよ
うに、身近の景に焦点を当てて作品化して
いくことこそ、生活即俳句といえよう。

島田 操

かさこそと山は静かに冬に入る

「かさこそ」という擬態語は、視覚・触覚
など聴覚以外の感覚印象を言語音に写した
ものである。したがって、『臥遊録』に「冬
山惨淡として眠るが如し」とある冬山への
入り口を感覚的に表現した作品である。

黒沢利久

復興の槌音ひくし冬に入る

三・一一の災害復興の進展にもどかしさ
を感じている作者の憤りとも思える。全国
いや世界の注目する災害復興であるが、原
発事故の放射線の影響もあって思うように
進展しないもどかしさは、全国民等しく危
惧しているところで、取り敢えずその思い
を代弁してくれたと言っておこう。

井上晃一

目ざわりな眉毛一本翁の忌

翁忌は陰暦十月十二日松尾芭蕉の忌日で
ある。芭蕉については今更言うまでもない
ので触れないが、この句はたまたま一本の
長眉毛が邪魔になり、翁眉という言葉から
芭蕉の忌日に思い至ったのであろう。



土地家屋調査士の本棚

クルツ・レーアブーフ 民法総則

藤井 俊二 著

条文が多く、判例、学説が多岐にわたり難しいといわれる民法を、初学者向きに具体的な事例を用いて説明し、民法解釈の基本が理解できるよう分かりやすく記述されている一冊。

著者紹介(書籍掲載から)

藤井 俊二(ふじい しゅんじ)

北海道富良野生まれ。神奈川大学法学部卒業。早稲田大学大学院法学研究科博士課程修了。現在、創価大学大学院法務研究科教授、日本土地法学会関東支部長、日本マンション学会副会長、早稲田大学博士(法学)

第1章 序論／第2章 権利の主体(1) 一自然人／第3章 意思能力・行為能力／第4章 物／第5章 法律行為／第6章 無効・取消し／第7章 代理 Vertretung／第8章 条件・期限／第9章 権利の主体(2) 一法人 Juristische Person／第10章 期間 Frist／第11章 時効／第12章 民法の基本原則



A5版・上製 316ページ

定価(税込)

2,940円(本体2,800円+税)

発刊元：成文堂

発行日：平成23年10月1日

発行・販売 株式会社 成文堂 <http://www.seibundoh.co.jp>

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町514番地 電話：03-3203-9201 FAX：03-3203-9206

インターネット書店もしくはお近くの書店にてお買い求めください。

ISBNコード：978-4-7923-2609-8

土地の境界——そのしくみ お茶の間の境界学

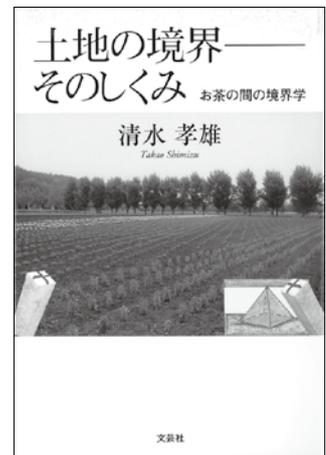
清水 孝雄 著

土地家屋調査士・測量士として半世紀以上にわたり活躍してきた著者が、土地の境界に携わる技術者や法曹界の方々、その他一般向けに、土地の境界に関する論考をエッセイ風にわかりやすく書き下ろした。

境界をめぐる科学、境界の歴史の変遷、外国人居留地と永代借地制度、境界と鑑定、境界訴訟などを取り上げる。

「土地と境界」について手軽に概観できる一冊。

- 境界科学のカテゴリー
- 史実に映る境界の風景
- 神話と伝承の境界
- 近代的境界の生成
- 地図作りの発想と地図の今昔
- 外国人居留地と永代借地制度
- 境界訴訟と科学鑑定
- 鑑定が演じる境界訴訟の真実と顛末



四六判・並製 320ページ

定価(税込)

1,575円(本体1,500円+税)

発刊元：文芸社

発行日：平成23年6月15日

発行・販売 文芸社 <http://www.bungeisha.co.jp>

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-10-1 電話：03-5369-2299 FAX:03-5369-3066

インターネット書店もしくはお近くの書店にてお買い求めください。

ISBNコード：978-4-286-10344-0

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成23年10月3日付
 神奈川 2916 二宮 竹弘 埼玉 2502 志岐 知恵
 大阪 3139 和田小弥太 兵庫 2387 池端 徳幸
 愛知 2784 黒柳 勇磨 愛知 2785 戸崎 貴仁
 三重 871 近藤 真史 熊本 1174 重森 雅博
 宮崎 779 兒玉 傑亙 宮城 993 真船 篤
 宮城 994 菅澤 徹郎 宮城 995 丹野 亮一
 香川 692 宮武 英司

平成23年10月11日付
 東京 7684 関 京子 東京 7685 佐藤利江子
 長野 2563 川上 昌哉 大阪 3140 中島 賢一
 京都 840 金山 卓也 愛知 2786 遠山 安宏
 愛知 2787 橋本 正彦 熊本 1175 竹内 明史

平成23年10月20日付
 佐賀 540 松本 丈弥 福島 1458 鈴木 英範
 香川 693 吉村 拓志

登録取消し者は次のとおりです。

平成22年1月26日付 徳島 379 片岡 英敏
 平成23年1月22日付 山梨 4 三枝 巖
 平成23年6月4日付 東京 4958 土屋 金司
 平成23年8月26日付 宮城 354 村井 芳子
 平成23年8月29日付 埼玉 1237 森田 弘
 平成23年9月3日付
 佐賀 226 柿永 好 愛媛 737 門屋 匡詞
 平成23年9月5日付
 新潟 1708 長浜 若治 福井 261 平野 強志
 平成23年9月9日付 静岡 1494 加藤 良和
 平成23年9月10日付 神奈川 1816 植田 薫
 平成23年9月17日付 長野 2408 中嶋 喜夫
 平成23年9月18日付 茨城 974 大木田博司
 平成23年10月3日付
 東京 5783 宮崎 裕弘 東京 7263 朝田 一好
 東京 7406 遠藤 哲哉 神奈川 939 松本 茂美
 埼玉 1256 橋 瀧良 埼玉 1345 舟戸 清隆
 埼玉 1708 本田 政枝 埼玉 1723 藤田 重光
 埼玉 1966 日比谷博孝 埼玉 2059 川下 孝幸
 埼玉 2215 池ノ谷 茂 埼玉 2434 三浦 浩幸

千葉 160 田中公仁男 千葉 848 伊藤 武
 千葉 1362 塚本 信雄 千葉 1386 仲田 満
 千葉 1945 阿部 浩之 新潟 1630 中村 国雄
 大阪 1213 真鍋 准 大阪 1474 伊藤 武夫
 奈良 256 新田 八朗 奈良 393 竹田 年男
 愛知 1191 柴田 公賀 愛知 1624 山口 俊介
 愛知 1753 荒山 覺定 愛知 2155 浅田 金弥
 三重 673 立花 益實 福井 375 木野 隆二
 石川 398 新谷亜紀夫 山口 152 松田 昌祐
 山口 930 福井 妙子 岡山 1319 三宅 章
 福岡 2155 大山 英彦 鹿児島 762 桂 勝博
 鹿児島 871 有満 義一 釧路 205 宮脇 彬
 高知 489 岡崎 雅美

平成23年10月11日付
 東京 5246 野口 隆 東京 6059 田村 保雄
 東京 7183 村岡 洋治 神奈川 2150 藤波 二郎
 埼玉 2136 奥泉 隆之 埼玉 2272 倉上 欣也
 千葉 1307 内川 彬 栃木 887 鍋嶋 征二
 静岡 807 田中 友一 静岡 1423 山本 修平
 長野 1020 大槻 栄造 大阪 1420 中島 清治
 大阪 1564 北防 昌邦 大阪 1819 柳原 和馬
 大阪 1899 島原 忠雄 大阪 2959 中島 克敏
 兵庫 1422 横井 英世 兵庫 1507 辻 博愛
 兵庫 2132 浅原 勝 兵庫 2292 前田 龍男
 兵庫 2329 岩見 逸夫 兵庫 2336 古定 徹
 和歌山 134 上田 俊和 愛知 1470 中川 博文
 愛知 2645 石塚 朗 三重 339 西村 道生
 三重 610 久保 倉利 岐阜 801 若尾 敏夫
 石川 523 清水 順 石川 646 笠原 竹志
 福岡 1960 永田 康夫 福岡 2055 吉富 信崇
 熊本 548 坂本 弘喜 宮崎 447 豊饒 輝隆
 宮崎 754 高岡 宏文 沖縄 217 仲里 浩佑
 沖縄 222 小泉 勝 岩手 1031 山内 純
 秋田 567 武田 一郎 愛媛 653 石丸 哲夫

平成23年10月20日付
 千葉 1225 畠山 正都 千葉 1817 山田 真一
 栃木 260 芝口久治郎 群馬 704 徳江 元治
 群馬 791 鈴木 俊春 京都 753 山下 芳広
 福井 371 橋谷 章弘 富山 189 柳下 康浩
 富山 393 砂山 邦夫 広島 1445 範重 一登
 広島 1537 宮崎 心也 広島 1700 二反田豊子
 広島 1738 河村 卓雄

10月

18日～19日

第4回業務部会

<協議事項>

- 1 「表示に関する登記における実地調査に関する指針(改訂)」に関するアンケートについて
- 2 土地家屋調査士報酬に関する考え方の会員への周知について
- 3 情報の電子化について
- 4 東日本大震災に伴う業務の取りまとめについて
- 5 二線引畦畔に関する諸問題について

第2回社会事業部会

<協議事項>

- 1 平成23年度社会事業部事業執行における今後の対応等について
- 2 筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項
- 3 境界問題相談センターの支援等に関する事項
- 4 日本司法支援センター(法テラス)に関する事項
- 5 公共嘱託登記関連業務に関する環境整備に関する事項
- 6 各会が取り組む防災協力等、公共・公益に係る事業の推進及び災害復興支援対策本部に対応する事項
- 7 競売物件への土地家屋調査士関与の検討
- 8 建築確認申請の敷地調査に土地家屋調査士が関与できるかの検討
- 9 国土調査法第19条第5項指定制度についての検討
- 10 土地家屋調査士の新たな事業の発掘検討
- 11 平成23年度社会事業部事業計画(案)及び予算(案)について

第2回研究所会議

<協議事項>

- 1 平成23年度研究所の研究テーマについて
- 2 研究所事業執行体制と執行要領について

20日～21日

第2回監査会(中間監査)

27日

第3回研究所会議

<協議事項>

- 1 平成24年度研究所事業計画(案)及び予算(案)について

27日～28日

第4回理事会

<審議事項>

- 1 平成24年春の叙勲及び褒章受章候補者の追加推薦について
- 2 登録審査会委員候補者の選任について
- 3 土地家屋調査士登録事務取扱規程(付録様式)の一部改正(案)について
- 4 土地家屋調査士会補助者規則(モデル)(附録様式)の一部改正(案)について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会共済会団体定期保険規約、日本土地家屋調査士会連合会共済会共済年金規約及び日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約の一部改正(案)について
- 6 共済会特別会計における団体定期保険長寿祝金の段階的な減額(案)について
- 7 土地家屋調査士会における研修に関する調査の実施について
- 8 第8回国際地籍シンポジウム予備会議の開催について

<協議事項>

- 1 役員の交通費及び宿泊費の計算方法と支給額の変更(案)について
- 2 「改訂版登記基準点設置事例集」の発刊について
- 3 各種パンフレットの頒布について
- 4 広報に関するアンケートの実施について
- 5 官公署等が発注する業務の作業実施者に対する激励について

第4回理事会業務監査

28日

第8回国際地籍シンポジウム準備委員会(第2回)

<協議議題>

- 1 第8回国際地籍シンポジウム予備会議について
- 2 第8回国際地籍シンポジウムのスケジュール

ル及び内容について

11月

8日

第2回土地家屋調査士法改正検討プロジェクト
チーム会議

<協議議題>

- 1 土地家屋調査士法改正に関する検討

10日

第4回総務部会

<協議事項>

- 1 全国ブロック協議会長打合せ会の運営等について
- 2 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況について
- 3 照会回答集(Q & A)について
- 4 各土地家屋調査士会等からの照会等への対応について
- 5 山梨会及び兵庫会からの被害報告(台風12号)への対応について
- 6 千葉会及び静岡会からの被害報告(台風15号)への対応について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会弔慰規程の一部改正(案)について
- 8 東京都暴力団排除条例施行に伴う対応等について
- 9 土地家屋調査士法第3条第1項第3号について
- 10 文書送付嘱託について
- 11 平成24年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について

第2回特定認証局運営委員会

<報告事項>

- 1 委員の選任及び委員長・副委員長の指名について
- 2 電子証明書(ICカード)発行状況について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局について
- 4 認証局監査について

<審議事項>

- 1 土地家屋調査士法施行規則第26条第2項の改正について

<協議事項>

- 1 日調連認証局Q & A集の公開について

10日～11日

第3回研修部会

<報告事項>

- 1 土地家屋調査士特別研修について
- 2 土地家屋調査士特別研修の受講促進パンフレットについて
- 3 土地家屋調査士会における研修に関する調査について
- 4 ウェブシステムを活用した研修の試行(第1回)開催について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士新人研修について
- 2 eラーニング利用規約等について
- 3 ADR認定土地家屋調査士研修の支援について
- 4 講師団候補者について
- 5 日本司法書士会連合会との意見交換会について
- 6 平成23年度研修部事業及び同予算の執行状況について
- 7 平成24年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の策定について

15日～16日

第3回広報部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 各種パンフレットの配布について
- 3 G空間EXPO2012への参画について
- 4 各種パンフレット・チラシの更新について
- 5 土地家屋調査士制度制定60周年記念誌のホームページへの掲載について
- 6 平成24年度発行の会報見積条件及び見積依頼会社について
- 7 会報における来年度の連載企画について
- 8 平成24年度広報部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 9 「Web企画 登記探偵団」について

告知板



ブロック新人研修修了者

平成23年度土地家屋調査士新人研修(関東ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

東京会(31名)

田中晴行	高草明
加知弘幸	瀧柳恵久雄
佐藤大輔	岩切秀仁
山内康行	小椋俊輔
渡見文雄	藤本謹也
船越信宏	大谷剛
飯田裕	榊引俊治
夏目佑一	梅津彰
田畑辰雄	満嶋康文
野口剛	川原洋一
川本光範	小宮山真介
鈴木裕之	鈴木博道
滝澤由紀	海老一弘
白澤俊也	大木謙一
柳本幹	吉田雅一
上野博邦	

神奈川県(19名)

齋藤壮大	米谷邦彦
西山啓示	川口正
千野朋彦	佐藤直樹
瀬戸克剛	蓮沼芳夫
田丸正幸	原田善之
今井雅人	安達廬
御嶽和繁	勝俣桂樹
落合大之	千田俊雄
難波日出樹	古賀昭広
菅野光	

埼玉会(18名)

萩原史彦	和田正
原卓矢	中澤勇七
細井あづさ	三河直之
澤田広行	古川力也
石山進	小島孝治
紫藤俊介	伊藤治三郎
池田成男	米山剛
上島康嗣	池田智昭
松山勝憲	杉本雅裕

千葉会(14名)

岩村航	森井博史
平野浩司	進藤美津枝
小川智成	地引久喜
牧添幸輝	江波戸貴義
永樂剛史	石野正美
大倉寛	高山和宏
千葉洋志	佐用朋貴

茨城会(7名)

山崎智章	金子稔
宮本泰雄	石塚智子
栗原芳裕	小貫竜一
稲葉功	

栃木会(4名)

権根一雄	鶴見仁
阿部浩喜	大竹英勝

群馬会(6名)

竹内真嗣	大塚弘
徳江真治	中村良三
三倉明子	佐藤忍

静岡会(18名)

八木幸男	池田恵太郎
横矢博史	館英二
田内尉晴	鈴木悠太
小林賢介	阿部浩明
浅田夕子	渡邊悠
倉知三奈	中野賢行
杉山高志	萩間昭宏
佐野義睦	高橋信彦
土屋健太郎	大西伸治

山梨会(5名)

古屋一彦	岩下剛
中澤善一	若尾恭一郎
山下充	

長野会(7名)

蓑輪智矢	大住英昭
青木俊憲	増田年晴
武田尚之	高林智洋
上島博明	

新潟会(11名)

池田栄司	山本兼亮
村山和典	池田正宏
小池恵里子	田中章友
永倉良徳	須藤哲男
滝澤秀樹	林信雄
池田和弘	

(順不同・敬称略)
計140名

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 23 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

近畿ブロック協議会

記

開催日時

平成24年1月21日(土)午前10時開始
平成24年1月22日(日)午後5時終了

開催場所

大阪府大阪市住之江区南港北1-7-50
「ホテルコスモスクエア国際交流センター」
電話 06-6614-8711

申込手続

受付期間

平成23年12月1日(木)～平成24年1月10日(火)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

中部ブロック協議会

記

開催日時

平成24年2月24日(金)午前9時30分開始
平成24年2月25日(土)午後4時45分終了

開催場所

愛知県名古屋市中区三の丸1丁目5番1号
「KKRホテル名古屋」
電話 052-201-3326

申込手続

受付期間

平成24年1月4日(水)～平成24年1月20日(金)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年以内の会員及び新人研修未修了の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

中国ブロック協議会

記

開催日時

平成24年3月2日(金)午後1時開始
平成24年3月4日(日)午後4時終了

開催場所

広島県広島市東区二葉の里一丁目2番44号
「広島県土地家屋調査士会館」
電話 082-567-8118

申込手続

受付期間

平成23年12月12日(月)～平成24年1月13日(金)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

九州ブロック協議会

記

開催日時

平成24年2月4日(土)午前1時00分開始
平成24年2月6日(月)午後3時00分終了

開催場所

熊本県熊本市辛島町4-39
「チサンホテル熊本」
電話 096-322-3911

申込手続

受付期間

平成23年12月1日(木)～平成23年12月28日(水)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

平成24年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕との協定にもとづいて、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度のご活用をご検討ください。

出願要領

出願資格(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

◎出願資格

- (1) 高等学校、中等教育学校または専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2012(平成24)年3月卒業(修了)見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2012(平成24)年3月修了見込みの者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 学校教育法施行規則第150条により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2012(平成24)年3月31日までにこれに該当する見込みの者

◎出願条件

- (ア)明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し合格後の入学を確約できる者
- (イ)日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕から推薦を受けられる者
- 推薦条件：土地家屋調査士を希望し、卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者
- 本入学試験制度は後継者育成が趣旨ではありますが、現在、既に会員(土地家屋調査士)である者についても出願することができます。
- 出願者と出願推薦土地家屋調査士との関係の範囲は特に定めません。推薦書記載の趣旨にご留意くだされば結構です。

◎試験科目：面接のみ

※面接、提出書類等の評価、審査結果を総合的に判定し、合否を決定します。

◎願書受付期間等

A日程 → 受付は終了しました。

B日程

- (1) 願書受付期間…2012年1月30日(月)～2月10日(金)(出願書類提出は日調連宛郵送必着)
- (2) 試験日…2012年2月19日(日)
- (3) 合格発表日…2012年2月23日(木)

※募集人員は35名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください!

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116(直)

平成23年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。



旭日双光章

柴田 堅吾 (釧路土地家屋調査士会)

昭和38年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴47年
釧路会理事、同副会長を歴任
平成8年法務大臣表彰等、80歳

黄綬褒章

下川 健策 (福岡県土地家屋調査士会)

昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年
福岡会副会長、同会長、日調連常任理事、同副会長を歴任
平成20年法務大臣表彰等、現在福岡会顧問、日調連相談役61歳

黄綬褒章

阿部 重信 (大分県土地家屋調査士会)

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
大分会常任理事、同副会長、同会長、日調連監事を歴任
平成19年法務大臣表彰等、67歳

黄綬褒章

安井 和男 (京都土地家屋調査士会)

昭和52年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
京都会理事、同常任理事、同副会長、同会長、日調連監事を歴任
平成20年法務大臣表彰等、現在京都同名譽会長62歳

黄綬褒章

井畑 正敏 (大阪土地家屋調査士会)

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年
大阪会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成17年法務大臣表彰等、現在大阪会相談役71歳

黄綬褒章

伊藤 暢康 (埼玉土地家屋調査士会)

昭和52年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
埼玉会理事、同常任理事、日調連理事を歴任
平成16年法務大臣表彰等、70歳

※受章者の年令・歴に關しましては、

平成23年11月3日発令日の年令・歴です。

編集後記

牡蠣

カキは、「R」のつかない5月から8月までを除いて食べられますと言われておりますが、グリコーゲンが蓄積して肥えてくる今が旬となっています。

カキは、貝塚で化石になって見つかるほど古くから食べられていたようです。広島や宮城の郷土誌を見ますと、すでに原始的な養殖は、300～400年も前から始まっていたらしいのですが、海から天然の幼貝を集めてそれを育てるという基本的なことは、技術の進んだ現在も変わりがないことのようにです。また、「生」で食べるという習慣は、明治になってヨーロッパからもたらされた食文化であることが紹介されておりました。

「生」のほかフライも代表的な調理方法ですが、私の教わった簡単でおいしい食べ方は、小麦粉をたっぷりつけて、フライパンで焼くだけのものです。

酒の肴としては、サラダオイル漬けがもってこいで、冷蔵庫に入れておけば1か月は大丈夫です。また、殻付カキの焼き方ですが、中のエキスは栄養がおいしいので、口が開いてこぼれないように最初は平らな面を下にして火にかけてください。

ただし、熱で細かい殻が飛び散りますので、養生をお願いいたします。

養殖用の幼貝は、国内ばかりでなく数十年前からフランスでも三陸産のものを使っておりました。この大津波でどうなるかと心配されておりましたが、幼貝が無事育っているとの報道がありました。まだ関連の施設が復旧していないので、今年は「生」はあきらめなければならないようですが、来年には、またおいしいカキが戻ってくると安心いたしました。

広報部次長 岩淵正知

土地家屋調査士

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。



ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。



トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



モグ

【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意ください☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もございますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申出ください。

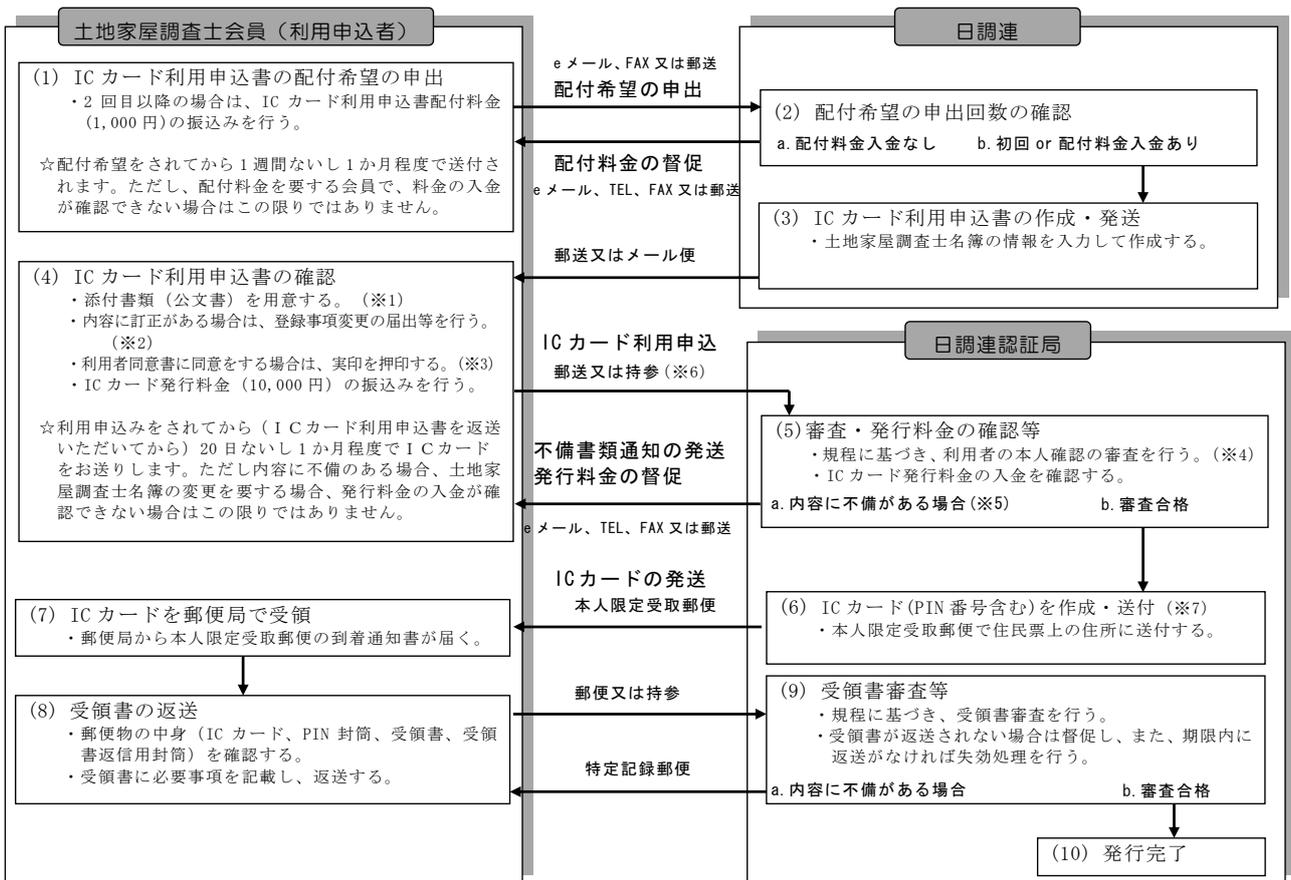
- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書については、平成22年4月1日の依頼分(平成22年4月1日消印)から、以下のとおりとなります。

- 初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償
2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
 (※2) 日調連認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連認証局に送付してください。
 (※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
 (※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
 (※5) 日調連認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
 (※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
 (※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者(土地家屋調査士会員)の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
 (※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

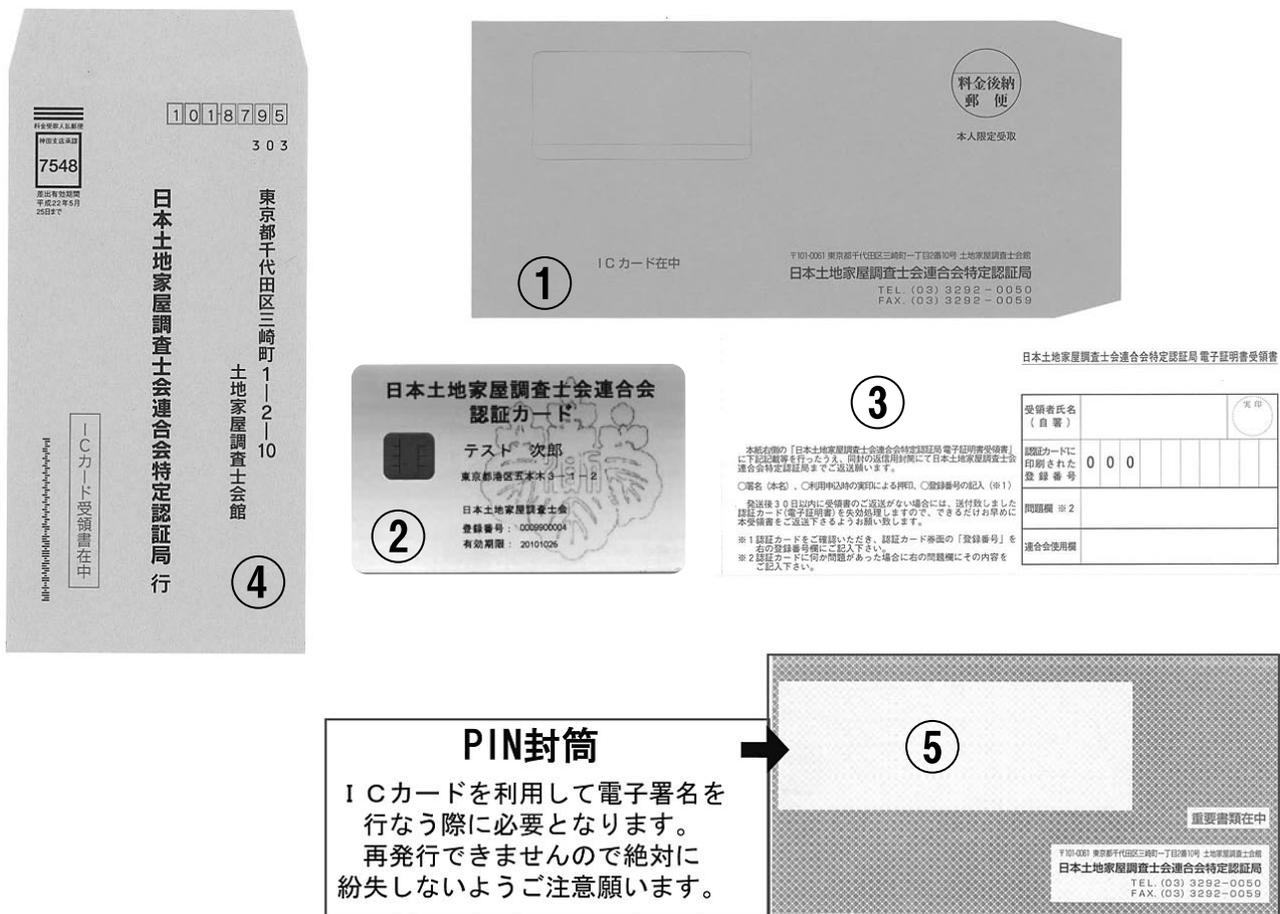
- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返送用封筒
- ⑤ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成23年10月末日現在で累計18,934枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくをお願いします。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担でお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 竹内八十二
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例:東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		